

## 第三章 産業の発達

### 第一節 農業

#### 稲作

平坦地の耕地面積のすくない竹野谷では、階段耕作（棚田）がまことに見事なくらいに発達している。どのような奥深い山に入っても、そこに水田がある。我々の先祖が、早くから心血を注いで築き上げたたまものである。こうした中でも、やはり稲作が第一位を占める主要産業であることには違いない。これから、各村の『指出帳』を中心に、竹野谷の農業について述べてみよう。

たんに水田といっても、江戸時代には、田畑を上々から上・中・下・下々の等級に分け、この等級ごとに坪刈りを行ない、平均収穫量を算出し、租税賦課をした。平地での新田は古くから開墾しつくされ、皆無に近いが、奥深い山や谷では少しばかり新田がみられる。須野谷村に、高二斗五升の新田がある（宝永三年指出帳）。また、年代不詳であるが椒村でも、一反二四歩（二新田見立候覚）、一町二反九畝九歩（椒村新田改帳 宝暦十年）、二町一反八畝一五歩

（西ノ下組反別帳 天保十四年 以上の椒村分帳 富森一雄蔵）と、わずかな狭い傾斜地をすこしでもという心持ちで切り開いている。寛保元年（一

七四二）、竹野村の庄屋福田八郎左衛門は、五力村の庄屋と相談して、新井堰（卯松堰）を設けた。これにより、八八町歩余が灌水され、水論も減少し、村民が今に至るまでその恩恵に浴しているという（馬考）。

稲作には早稲・晩稲があり、品種も「ひめつるる」・「しなの」・「京四郎」・「あかわせ」など、十数種類も使

用されている。

### 畑作

畑作も、稲作と同様、上々・上・中・下・下々の等級に分けられていた。これには、春作と夏作とがある。春作は、大麦・小麦があり、麻も重要な収穫物であった。夏作は、大豆・小豆・稗・粟・芋などや、果樹として柿・梨があった。

### 肥料

日本の耕地は、休閑をせず連作を続けてきたので、土地の生産力を維持増進し、植物の成長を促進させるために、多量の肥料を施す必要があった。そのため、農民はその採取製造に大変な労力を費やした。これについては、第五章第一節の「苦しい生活」でふれるように、肥料となる草などをすこしでも多く手に入れるため、村民の間で取り合いとなり、山争いをたびたび繰り返すのであった。ともあれ、江戸中期以降、刈敷・厩肥・緑肥などの自給肥料がしゆであつた。

竹野谷でも、田の肥やしとして、「灰・刈草・芝草汁肥・馬屋肥・人牛の肥やし」などをあげている。いっぽう、江戸後期になると、干鰯・魚粕などの金肥を使用するようになり、生産技術の進歩をもたらした。竹野谷も、「鯨・干鰯・つのじ（鮫）」などを使用している。なお、畑の肥やしは、大体田の肥やしを使用しているが、「にわこへ草」の名もある。

### 刈畑

刈畑、これは「焼畑」のことで、「かりゆう・荒れ」とも呼んだ。焼畑はいうまでもなく、山野の柴や草を刈り、これを焼き、土地を掘らずに種をまく。地味が減耗したら放棄し、一定の年月が過ぎたらまた元の土地に戻るといふ耕作法であつた。しかし、次第に常畑化する傾向となつた。しゆとして、蕎麦・稗・粟・大豆・大根などが散布された。竹野谷でも、各村の『指出帳』によると、

○鬼神谷村（元禄十年五月）大豆三斗四升二合七勺

○椒 村（元禄十年八月）大豆九斗九升三合

○金原村（宝永三年七月）米二斗五升七合

○須野谷村（宝永三年七月）米六斗八合

○須谷村（宝永三年七月）米六斗四升五合

○轟 村（宝永三年七月）米七斗二合

○切浜村（天保七年十一月）米三斗三升三合

○芦谷村（天保七年十一月）米六斗五升三合

と、刈畑運上を納めている。

正徳五年（一七一五）ごろと思われる「往古より遊来ル刈畑場所書置候之事」（『永代郷村覚書（椒・富森一雄蔵））には、三四カ

所の刈畑場所が書き上げられている。しかし、文政八年（一八二五）四月の「刈畑改め」で、竹野村・田久日村・浜須井村・奥須井村などは、最近は刈畑を行なっておらず、薪山・肥草刈場山として使用している旨報告している（『養蚕上刈畑之事』、『刈畑書（上巻）』竹野・福田・藤蔵蔵）。やはり前述のように、竹野谷でも次第に常畑化してきているのであろう。

但馬の養蚕は、江戸時代の中期、享保年間（一七一六〜三五）ごろから興隆してきたとされる。しかし、『日高町史』（上巻）の「養蚕業の展開」の項でもふれているように、同じ但馬地方で

も生産高のばらつきがある。竹野谷では、次の各村の『指出帳』をみる限り、農耕作業をおきなう副業的なものとして、わずかの量しか生産していなかった。

○鬼神谷村（神谷・平岡洋一蔵）

一、真綿百八拾五匁七分七厘

桑役

○椒村（度桐木書上覺）

一、真綿三百六拾式匁

桑年貢

○須野谷村（谷・富森担二蔵）

一、桑少々 御座候

一、蚕少々 御座候

一、真綿八拾九匁五分

桑代

○浜須井村（出帳）

一、少々桑御座候

一、蚕之義少々御座候御事

○椒村（出帳）

一、桑楮共 御座候

一、かいこ 仕候

○轟村（出帳）

一、桑楮銘々御年貢地ニ少シ宛所持仕候

一、蚕 少々宛仕候

一、真綿三百式匁五分

桑役

○須谷村（表題次）  
（須谷区蔵）

一、蚕 少シ宛仕候

一、真綿貳百五匁

桑代

○金原村（但馬国美含郡金原村）  
（指出シ候）  
（金原区蔵）

一、桑楮 御座候

一、蚕 少々宛御座候

一、真綿百七拾六匁五分

桑代

○荻谷村（但馬国美含郡荻谷村指出候）  
（名寄覚候）  
（天明五年七月 荻谷・安谷清蔵）

一、桑旧年貢地ノ畑之内、只今畑御年貢地ニ御座候。

一、蚕 少々宛仕候

一、真綿貳百拾九匁

桑代

以上のように各村とも、桑をわずかに植え、蚕を少々飼ひ、真綿を作り、これを運上（桑代）として物納していたことがわかる。なお、前掲の『日高町史』（上巻）が全文紹介しているが、富森一雄家に『蚕飼之義ニ付仕法申渡書写』（寛政九年）と題する、代官所の養蚕飼育の手引き書が伝えられている。刈桑の栽培法・蚕種・蚕・繭の飼育法など、事細かに書き記している。そして、糸・繭・桑皮の販売についても申し出があれば、世話をするとして、大変な力を入れようである。代官所がこのように、養蚕に関して積極的に指導と奨励をし

たことは、但馬地方の養蚕の質・量の向上に大きな貢献をしたことには間違いないであろう。

## 第二節 漁業

竹野谷の海岸の村として、竹野浜・田久日・宇日・切浜・浜須井の各村が存する。しかし、漁業に関しての史料は極めてすくない。これは、第五章第二節の「災害と救助」でもふれるが、海岸特有の強風と狭い密集家屋のため、何度も火災にあつて、史料が焼失したことも考えられる。

寛政七年（一七九五）八月の切浜地区の『覚』（切浜・浜田 恭治郎蔵）に、「其元家之風囲之義、郷蔵之障相成候由二而、村方不承知之趣ニ付、此度大庄屋殿差図を以、兩人罷越致ニ熟談一候上、及ニ挨拶一候」とあるように、家の周囲に「風囲い」をしていたことでも判明する。史料不足の所は、民俗編の漁業と論文にゆだねることとしたい。

### 漁法

まず漁法として、天保八年（一八三七）十月の田久日村の『鯛縄漁船乗組人数書上帳』（田久日区蔵）に、鯛縄漁・沖縄漁がみられる。鯛縄漁は、施網の一種で、鯛群を取り巻いて、魚網を敏速に張り込み捕獲する漁法である。いっぽう沖縄漁は、もちろん沖合の漁場で行なう漁法で、村境・国境がなく大規模漁業である。そしてこれには、鯛縄船（三人乗）一二艘と船頭の名が記されている。また、沖縄漁について、「沖縄漁之儀、当年者仕入方ニ差支相休申候得共、御運上之儀者、壹艘より者御上納可レ奉ニ差上一候」とあり、鯛縄漁船・沖縄漁船に運上銀がかけられていたことがわかる。さらに、年代不詳であるが、切浜村に一五石積船が四艘、小船が八艘あったことを『控』（切浜・浜田 恭治郎蔵）が伝えている。

なお、元禄年間竹野浜村では、次のような漁業に関する運上を納めている。

一、米六升

すずき  
鱸縄役

一、米壹斗

いわし  
鰯網役

一、魚油壹石八斗九升

漁船役

一、銀百三拾匁

さば  
鯖船役

(『定丑歳免相之事』元禄十年十二月十五日 竹野・興長寺蔵)

一、米壹斗

鱸縄役

一、魚油壹石五斗八升

漁船役

一、銀百三拾匁

鯖船役

(『年貢割付状』仮題、元禄十二年十一月十五日 竹野・与田明蔵)

漁場争い

漁場は、土地と違って境界がはっきりせず、漁業権をめぐって紛争が絶えなかった。竹野谷でも、元禄十五年(一七〇二)正月の『口上之覚』(『瀬戸村文書』(『瀬戸村誌』所載))で、瀬戸村漁民と田久日村漁民が、沖縄漁について口論をした。これは、七十年経過した宝暦十三年(一七六三)八月、和解している(『乍恐以書附御届奉申上候口上』同前)。

但馬の漁民は、日本海の屈曲に富んだ岩石海岸、冬期の厳しい季節風と雪、陸の孤島といわれた交通の不便さの中で、小規模な漁業にたずさわっていた。それゆえ、限られた漁業資源をめぐっての利害の争いは、いったんこじれたら大変である。瀬戸村との紛争も、和解まで七十年ほどかかっているが、天明七年(一七八七)、今度は津居山村と切浜村の間で、虫縄漁場の争いが起こった。これが、六十年ほど経過した嘉永三年(一八五

○) 十月になっても、まだ解決していない(『差出申一札の事』津房。山村文書『港村誌』所載)。

### 鯨と海藻

寛永九年(一六三二)二月十三日、田久日村に「ふしきのくちら打よせ候」(『無題』竹野)とあり、天保四年(一八三三)二月一日にも、「切浜村ニ鯨より申候」(『御公用日記』森・細田昌藏)と記されている。

このように、時に海岸に鯨が漂着した、この「寄り鯨」は食用や灯用に供された。また、後述の赤木勝之の『但馬国新図』(安政六年)には、名産として宇日若布わかめをあげているが、海苔も宇日と田久日が有名であった。

なお、『諸色覚書』(『出石町史』第一卷・資料編I)の「串匏あわび代左之通相究」に、「串匏高五十貝、竹野浜、但、十貝ニ付銀札

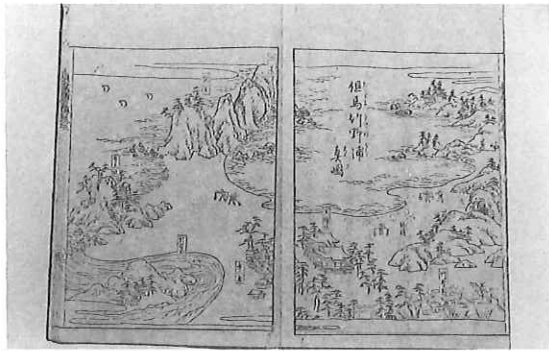
三匁ツ、」とあり、匏もとれたのである。これについては、元禄十年(一六九七)十一月十五日付の『定丑歳免相之事』(竹野・興長寺藏)に、「串匏五拾貝、貝取役」、同十二年十一月十五日付の『年貢割付状』(仮題、竹野・与にも「串匏五拾貝、貝取役」と出てきて確認できる。

### 製 塩

竹野浜では、江戸時代塩を生産していたが、興長寺藏の明応三年(一四九四)十二月二十一日付の『山名俊豊寄進状』に、「竹野庄内塩在在者五段事」とあり、すでに室町時代の初期から製塩が行なわれていたことがわかる。

出石の五代藩主仙石政辰(魯川)が、宝暦七年(一七五七)円山川を下り城崎に来遊し、日和山・竹野浜などで遊び、俳句紀行文『多地満古理』を著した。竹野の花房喜代次家藏の政辰真筆俳句(付せんには宝暦五年秋と記している)は、この時詠んだ一句と思われる。これに、「戯たむしめに塩なと汲セリて」とか「塩竈」などの語がみられる。また、寛延四年(一七五二)版の大枝流芳著『貝尽浦の錦』の「但馬竹野浦真図」にも、塩浜と記され、塩を汲む人、熊手で塩浜を掻き寄せている人たちが描かれている(写80)。





写80 「但馬竹野浦真図」  
 (『貝尺浦の錦』大枝流芳著、竹野・花房喜代次蔵)

それが、江戸末期の文化十一年(一八一四)十月の「塩上納」(『願上書控』竹野・福田敏雄蔵)では、竹野浜塩高三三石二斗六升六合、切浜村一二石三斗六升(寛政七・八年の上納<sup>『寛』</sup>浜田泰治郎蔵)で、文政十一年の<sup>『塩浜御運上覚』</sup>でも同様、浜須井村四石五斗八合となっている。これを見ると、激減していることがわかる。その原因の一つには、江戸末期には竹野浜も北前船で栄えるようになり、他国の塩が多量に入ってきたためと思われる。

製塩高は、江戸初期の寛文十三年(一六七三)六月二十八日の『美

含郡竹野村塩浜御改帳』(竹野・福田敏雄蔵)には、一七八人分、面積五町五反

九畝二一歩、塩高二三三石八斗八升八合となっている。そして、元禄

十年(一六九七)十一月十五日の『定丑歳免相之事』(竹野・興長寺蔵)に、

浜役として塩一六四石七斗四升、同十二年十一月十五日の『年貢割付状』(仮題、竹野・与田明蔵)にも、浜役塩一六四石七斗二升上納している。

また江戸中期では、『諸色覚書』(『出石町史』第ニ七五巻、資料欄)に、

宝曆九卯年吟味之事、塩重目

拾貳貫目 浜須井村

拾壹貫五百目 竹野浜村

拾壹貫六百目 切浜村

となっている。

## 川 漁

竹野谷の中央を、竹野川が流れており、川漁も盛んであったと思われるが、史料不足で多くを記せない。ただ、轟地区の細田昌家の森本村と坊岡村の村境争いの願書（『乍恐以書付奉願』上候、嘉永四年）に、

「柿渋を以、鮎を碎シ候節ハ森本村川上より渋を流シ」とある。柿の渋を川上より流して、鮎を麻痺させた状態にして、弱ったところを捕獲したことがわかる。これに関しては、兵庫県出身で日本民俗学の父柳田国男翁の「魚王行乞譚」（『宛本柳田国男集』第五卷）が詳細に紹介している。

## 第三節 その他の産業

## 鉱 業

段鉾山―段村の白金山については、たびたびの火災によって、当地区には史料がほとんどない状況である。しかし、幸いに『生野史』（校補鉾業編、太田虎一著・柏村儀作校補）所載の「但播州諸山其外旧記」で、

若干その内容が判明できる。以下、これを中心に述べていこう。

「但州気多郡椒之内段金山之事」（同上、生野史）に、段金山は小出大隅守の須谷領であったが、慶長十九年（一

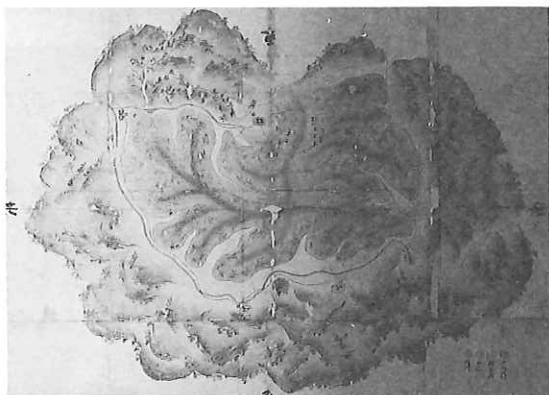
六一四）に金山が発見されると、ただちに天領となり、生野奉行所間宮新左衛門の支配になったという。そして、役人を派遣し「口屋」（番所）を四カ所置いて、鉾山からの抜け荷を防ぎ、通過する販売物から運上を取るなど監督した。こうして、一四年間盛んであったが、金山の採掘が思わしくなくなり、寛永四年（一六二七）

にこの口屋を廃止した。そして、山師が幕府から採掘をうけおい、運上を納めるといふ「請座」としたとある。こうして、採掘は細々と続いたようである。元禄十年（二六九七）の生野代官所への運上（請銀）として、「丁銀百拾匁、はじめかみノ内段之分」（『但州阿瀬井金山、寺谷、万場、生野史』同上）を上納している。額はすくないが、このころまで山師たちによ

金原鉱山―『校補但馬考』（桜井勉）に、「地名辞書曰、美含金山今竹野村大字須井より、中竹野村大字金原須谷本見塚の山谷に渉る鉱区是なり」とし、「美含の鉱山は、小出氏の時盛に之を鑿しに、其後久く中絶す」と記している。また、長年郷土史に貢献された故安田清の『竹野谷小史と但馬とところどころ』に、「寛永・正保、この時代に金原を中心とする美含鉱山盛況なりしと伝う」ともある。これからして、小出氏の美含郡領知時代の、慶長八年（一六〇三）から断絶する元禄九年（一六九六）ごろまで採掘されていたのであろう。いまも、

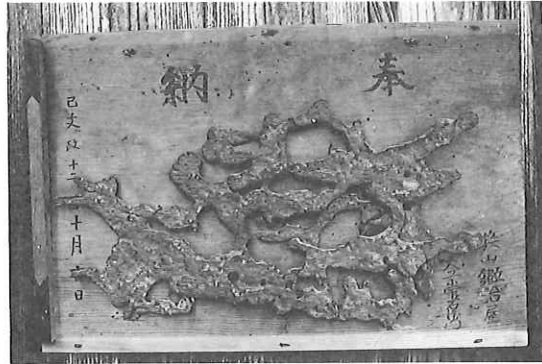


写81 段金山採掘に使用された遺物（段・小林重雄蔵）

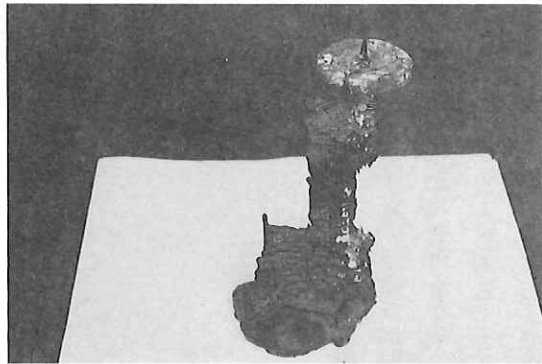


写82 段金山の絵図（椒・富森一雄蔵）

って採掘されていたことがわかる。しかし、これ以降再び盛況になることはなかった。なお、旧坑跡は無数に残存しているが（写81）、段村の字名として残っているものに、段千軒をはじめとして、番屋谷・御番所屋敷・金谷・女郎屋敷・三助屋敷・古屋敷・猫田屋敷などがあり、歴史史料を裏付けるものとして注目しなければならない（写82）。



写83 金原鉦山鍛冶屋、大工常右衛門奉納額  
(金原・日吉神社蔵)



写84 金原鉦山の鉄屑燭台 (金原・右近幹市蔵)

金原<sup>おき</sup>字金山に昔の狸掘りした跡がある。いっぽう、字家ノ上の日吉神社には、「文政十二年十月吉日、鉦山鍛冶屋、大工常右衛門」と記された鉄屑奉納額が存する(写83)。

また、金原地区の右近幹市家には、この鉄山で採掘された鉄屑で作られた燭台もある(写84)。これらの製鉄は、佐津谷の土生から砂鉄を購入して行なわれた。

銅山<sup>あがね</sup>銅山―旧椒村の北端、二連原に接する銅山の銅山について、椒地区の富森一雄氏の研究史料提供を中心に紹介してみよう。

元禄十一年(一六九八)の『御国絵図御用に付き書上帳』(椒・富森<sup>一雄蔵</sup>)に、「椒銅山村ハ八拾老年以前、午の年村始り申候、四拾年以前亥年三下村中村両村より高にわり庄屋被二仰付一候」とあり、元和四年(一六一八)に開村した銅山は、村名のとおり銅の産出にはじまった。

ところが、『但馬国出石領分之内ひかへ』（享保元年（一七一六）九月、同上蔵）に、

氣多郡 銅山村

右之場所ニ銅、御座候由ニテ四拾七年以前、京都亀屋六兵衛ト申者堀申候処、銅出不レ申堀捨申候、美含郡坊岡村の所より右の山迄道法耆里程御座候、以上。

銅山村 庄屋 弥三兵衛  
下村 庄屋 五郎左衛門

山本藤太夫様

関口利兵衛様

とあるのは、寛文九年（一六六九）京都の亀屋六兵衛が、銅山採掘をこころみたが銅が出ず、断念したというものである。

しかし、享保九年（一七二四）に椒四カ村と段村との間で山論が起こった。その訴状の中に、「かまが谷ニ銅之証拠御座候故、様子見届申度、ほらせ申候」（「乍恐奉御訴訟仕候御事」享保九年十一月六日、同上蔵）とし、「銅槌筋見へ申候ニ付、美含郡河南谷村佐衛門と申者相雇、六月十五日より堀初メ」（「椒四カ村庄屋申口」享保九年十二月二日、同上蔵）、二十一日まで掘り進んでいたが、段村より大勢の村民が押し掛け中止となったというものである。

また、寛延三年（一七五〇）七月、弥七郎なる者へ、銅山村の銅の採掘許可書が次のように出されている。「但州氣多郡椒村之内、銅山村銅山願之通申付候、□不稼其取場□□之者江可ニ申付一也」（「寛書」）。さらに、富森一雄氏の報告に、「享保十年、段村との山論訴状（富森蔵）に、生野代官所へ差し出した絵図面によると、

白銀山しろぎんの外に床瀬村の奥、中村の奥に各一カ所、下村と銅山村の中間の谷に二カ所、銅山村近くに二カ所、計六カ所の鉱道の符号がある」〔銅山村と板の鉱山〕近（近）としており、これまでの史料と考え合わせると、享保十年（一七二五）ごろにはまだ採掘していたことがわかる。

なお、段金山の所でも紹介したが、『生野史』所載の「但州阿瀬井金山、寺谷、万場、椒、日畑請座之事」（元禄十年）に、「丁銀、百四拾匁、椒之分」とある。これが、銅山の分とは断定できないが、可能性は強い。現在でも、銅山字あき金谷および四軒屋には、昔の坑口の跡が存する。

三原鉄山—三原鉄山について、前掲の『竹野谷小史と但馬とどこどころ』は、「正徳・享保の頃三原村では、元奥佐津村三川山白滝から山の尾伝いに水路を造り、砂鉄の精錬をしていた。今尚遺跡がある。盛時には、鉄山戸数百軒ほどあったという」と記している。昭和五十五年（一九八〇）五月十九日の新聞報道（読売新聞）によると、三原地区の裏にそびえる大山の山腹に、砂鉄を選別した長大な小路六本（流出溝跡）が発見された。また、三原地区には、「鑄物師」や「鉄山屋敷」・「たたら場」の地名が残り、たたらざんしの残滓もみられる。

史料的には、享保四年（一七一九）九月、豊岡の鉄山師菊屋源五右衛門が、三原鉄山を採掘するにつけ、一ニカ条にわたって守るべきことの手形を、三原村の村方三役へ入れている〔三原村鉄山鉄穴仕候二付極手形之事〕三原・加悦敏隆蔵。

その一部を紹介すると、一、山手代として、一年に新銀六枚を月割りにして毎月払うこと。もし滞納した場合、現物の鉄を差し押さえ納めさせる。一、「鎌屋舗」「小家屋敷」などを山に建てる場合、持ち主と相談の上、屋敷代を払うこと。一、田畑井溝・道・橋を損傷した場合は、元に戻すこと。一、鍛冶・手子などの山子たちが、村人に迷惑のかかる喧嘩・口論・博打などは禁止する。その他、木・池・川・野山を大切にすること

など、いろいろ山での暮らしの統制を取りかわしている。

さて、この手形の山手代新銀六枚以外にも、新銀一三五匁、米四斗一升を諸費として支払っている（「覚」享保五年九月、同上蔵）。しかし、享保十三年（一七二八）ごろから経営が思わしくなく、椒の谷右衛門の所へ、源五右衛門と豊岡城下の今森屋八右衛門が相談にきたという（〔三原鉄山閉山について、近世。庄屋の文書。椒村。雷森。雄報告。〕七三一）ごろに閉山しているようである。七月、菊屋源五右衛門は、生野代官所へ一五二駄半（三六貫を一駄の重さとする）の製鉄の報告をしている（〔三原・加役。般陸蔵文書。〕）。

これまでに至った原因は、史料不足で充分つかめないが、ただ、洪水と雪で鉄山が大破したり、大勢の手子たちが大雪に閉じ込められ、お粥かゆなどをすすりながら、一冬を越したということなど、奥深い三原の厳しい自然が影響をしたとも考えられる（〔御答。同上蔵。〕）。

なお、これとは別であるが、天明四・五年（一七八四〜八五）に須谷村の源六が、奥佐津村の土生谷山鉄山の鉄穴流しを計画し、いろいろ地元村民、村役人などと交渉している（〔番住町誌。所。載。資料編。〕）。

### 但馬牛

牛は、耕地のすくない但馬の多くの山村農家には、切り離せない家畜であって、昔から但馬の風土が生んだ「但馬牛」の名を高からしめてきた。

文政四年（一八二二）九月十七日、竹野村の牛飼いの子供たちが、賀嶋山の下で牛を飼っていて、難破した北前船の諸道具が流れ寄ってきたのを発見した。これをさっそく、村役人へ届け出ているという、ちよつとした微笑ほほえみしい事件があった（〔牛。恐御内々御届奉申上。口。竹野。福田敏雄蔵。〕「論文編」参照）。また、竹野谷には「牛かいっこ」（牛飼子）という、牛を呼び寄せるのどかな牧童歌が伝わっていたり、子供を中心とした「牛飼講」（大日講）なども以

前は盛んであったという。昔から、簡単な牛の世話は子供の分担であったことがわかると同時に、それだけ牛の飼育が盛んであったであろう。次に、指出帳からみた各村の牛の頭数を表28に出してこう(総論、元文四年・延享二年牛書上参照)。ここで、家数と比較してみるのも一つの方法であるが、雌牛がやはり多く、雄牛も農耕用の役牛として用いられたのであろう。いっぽう、馬は全村一頭も飼育されていない。また、轟地区の細田昌家の『覚』によると、毎年「牛改」が行なわれたようで、牛の頭数、子・雌・雄の別、飼育者名、総頭数を書き上げている。

山 林 竹野谷は、その名の通り竹野川を挟んで、両側に山並みが迫っており、第一節のように刈畑(焼畑)も行なわれていた。また、第五章第一節「苦しい生活」の山論でもふ

れるが、田畑の肥料や牛馬の飼料とする採草、薪・刈畑・松林など境界・入会をめぐってすいぶん争っている。狭い平地のために、田畑だけではとても生活は苦しく、山林の仕事も当然必要であった。

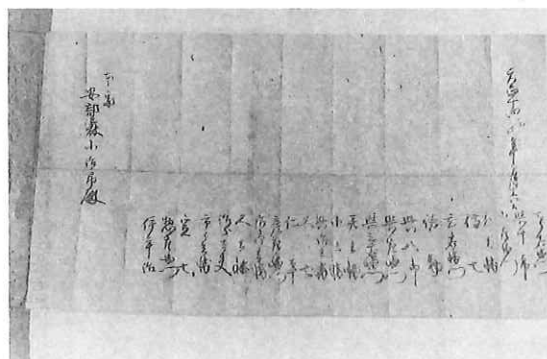
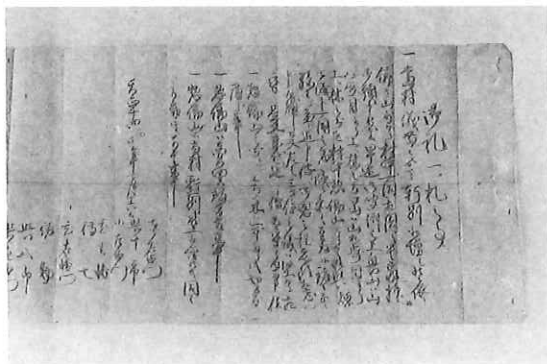
こうした状況を如実に示す、天正年間(一五七三〜九二)の古い史料が残されている。芦谷地区の安谷清家蔵、天正十四年(一五八六)七月十六日付『御礼一札之事』である。貴重な文書であるので、全文を紹介しておく

表28 指出帳からみた各村の牛の頭数

村名	年月	年	牛数	家数
鬼神谷村	元禄10年5月	(1697)	6正	17軒
椒村	元禄10年8月	(1697)	23正	77軒
椒村	宝永3年7月	(1706)	59正	81軒
金原村	宝永3年7月	(1706)	7正	28軒
須野谷村	宝永3年7月	(1706)	11正	16軒
轟村	宝永3年7月	(1706)	10正(女正)	41軒
浜須井村	宝永3年7月	(1706)	16正(女正)	32軒
須谷村	宝永3年7月	(1706)	40正	57軒
切浜村	天保7年11月	(1836)	30正	50軒
芦谷村	天保7年11月	(1836)	5正(女正)	16軒



- 者誠ニ かたじけな く奉レ存候、銘々子々孫々ニ至ル迄申伝へ、御恩之程毛頭相忘れ申間舗候、又左之三ヶ条之儀ハ堅く相守り、是又末代迄申伝へ相守らせ可レ申候。
- 一、惣働山之分ニて、とちの木ハ一本たり共切る間舗事。
- 一、惣働山ハ、売買致間敷事。
- 一、惣働山ハ、当村軒別此上相増候共、同く相働き可レ申事。



写85 『御礼一札之事』  
(天正14年7月16日、芦谷・安谷清蔵)

(写85)。

御礼一札之事

一、当村儀、前々より者軒別相増シ候ニ依り、働き山少く、村中一同相寄り、貴家様へ御願申候処、早速御聞済之上、奥山ハ山八歩目より上へ、林之分口山ハ山九歩目より上へ、林之分を村中惣働山として御与認被ニ成下、一同之

天正十四<sub>丙</sub>戊年七月十六日

七郎右衛門

(以下二二名省略)

本家

安部森小治郎殿

となつている。

芦谷村の戸数が増えるにつれ、いままでのすくない山での仕事だけでは生活が維持できなくなった。そこで、早くから村を切り開き、相当財力のあつた安谷家へ懇願して、同家所有の奥山の八歩目より上、口山の九歩目より上を村共有の「惣働山」として使用を許可してもらつたものである。これは、その礼状と使用に当たつての三カ条の取り決めである。ここで注目されるのは、中世に台頭してきた村落の自治的結合組織の「惣」の陰影が、近世の初めにまだ強く残していることがわかる。

いっぽう、昔から竹野谷の大工・木挽の活躍と技は広く伝えられており、また山を生活の場とする木地師も多く存在していた(次の第四節「さまざまな職業」参照)。やはり、こうした自然環境をうまく利用して、力強く生きてきた竹野谷村民の英知の一端であらう。

そこで、現存する各村の『指出帳』(中村(元禄十年)、須野谷村・浜須井村・轟村・金原村・須谷村・椒村(以上いずれも宝永三年)、芦谷村・切浜村(以上いずれも天保七年))から村民と山林との関係を簡単にみてみよう。各村がだいたい百姓持ち山・百姓林を一〇〜二〇カ所近く持つており、薪取り場も三〜一〇カ所ほど

あった。ここには、松・杉・栗・椎・樵・柴・雑木などがある。そして、こうした山林で、農耕の合間に男女の稼ぎとして、木・薪取り、木挽・炭焼きなどの山稼ぎをしている。また、山年貢として、芦谷村（米四斗五升五合）、轟村（米七斗八升四合）、中村（米一石九斗二升三合）、金原村（米三斗二升）、須谷村（米一石六斗）が上納している。なお、「桐木御改書上覚」（『郷村并御法度桐木書上覚』宝永二年ころカ、叔・富森一雄蔵）に、「銅山三本、下村六本、中村六本」などの報告もある。

紙 漉

後述するように、安政六年（一八五九）の赤木勝之の『但馬国新図』の中に、名産として「竹野谷紙」が挙げられている。事実、現存の『指出帳』からも、竹野谷でも紙漉が行なわれていたことがわかる。また、年代不詳ながら、出石藩への運上紙として、大森村が五〇束を上納している（『諸色覚書』『出石町史』第三巻・資料編上）。そこで、この残存している『指出帳』の範囲内で、竹野の紙漉について述べてみよう。

まず、紙の原料となる楮こうぞを作っている村がいくつかあって、楮役（年貢）として運上銀を納めている。銀三三匁（椒村、元禄十年八月、宝永三年七月の『指出帳』にも、運上銀は不明であるが、楮を作っていることが記されている）、銀三匁（須谷村、宝永三年七月）、銀一五匁五分（須野谷村、宝永三年七月）、銀三七匁二分（轟村、宝永三年七月）、銀一五匁（芦谷村、天保七年十一月）、銀四匁二分（切浜村、天保七年十一月）などである。

そこで、紙漉をしているのは、宝永三年七月現在で、椒村・轟村（八人）・金原村（七人、十一月から二月まで）・須野谷村（二人、十一月より二月まで）であったとしている。また、椒村（元禄九年）・鬼神谷村（元

禄十年)の『指出帳』では、紙役として銀三三匁、銀一二匁六分を納めている。そして、椒村の箇所にも、女稼ぎ・男稼ぎとして、「十一月より三月迄紙仕候」とし、金原村でも女稼ぎとして、十月より二月までをこれに当て、男稼ぎとして、「家主ノ外ハ十月より二月迄出石・豊岡へかうすふミ日用仕候」としている。

以上をみてみると、竹野谷の紙漉は、冬の農閑期における有力な現金を得る副業的作業であったことがわかる。また、金原村では家主以外の男性が、十月から二月まで出石・豊岡方面へ、この楮踏みに日雇いとして出稼ぎにいつているのが注目される。なお、椒地区の富森一雄氏の研究史料の提供によると(『書上帳』享保二、十年、富森一雄蔵)、「紙杉原・中紫・下中折 仕申候」と製紙の種別を挙げている。また、寛政十年(一七九八)正月の『乍恐奉願上口上之覚控』(同上蔵)には、

三・四軒程、少々宛紙漉等仕候者も御座候、冬春雪中之間紙漉候ものも、楮買取候代銀、楮壹駄ニ付凡八拾匁余迄して、夫婦暮シ者、壹ヶ月ニ紙六拾五束程漉上申候、其代銀百五六拾匁斗り、本銀引、残七八拾匁斗ニ手間代相見へ申候。

と、こまかい紙漉の金銭出納を紹介していて、当時の副業の実態が知れて興味深い。

## 酒造

酒造には、多量の米が使用される。江戸時代の幕藩の屋台骨は米である。それゆえに、第五章あまり多量の米を使用して、酒造量が増えることにも一種の抑制がはかられた。

このように、酒造業は早くから保護政策のもとにおかれ、酒造株制度が取り入れられた。これは、酒造米高と住所・氏名を鑑札に記し渡すもので、そのかわり冥加銀を課せられた。そして、この鑑札の所有者によるこ

の酒造株の高だけの酒造が許可された。しかし、これ以上にわりあい増造もできたようであり、また、売買貸借の対象ともなった。竹野谷でも、『永代譲り渡申酒造株之事』、『永代売渡酒造株之事』、『預り申酒造株之事』などの証文が残っている。

こうした状況のもとに、藩では時々「株改」（酒造改）といい、増減を確認し再発行を行なっている（御公用日記 天保五年十月、轟・細田昌蔵）。また、酒造人も『御請書上帳』、『酒造桶御改帳』（同上天保四年）を提出している。

竹野谷の酒造人を見ると、天保四年（一八三三）十二月には（「御上御帳面酒造株之覚」、「同上」、「同上蔵」）、

坊岡村 弥吉

森本村 惣八

林 村 六三郎・彦兵衛・又右衛門

轟 村 平四郎

須谷村 嘉七

竹野村 伊左衛門・八郎左衛門・八郎右衛門・弥右衛門

浜須井村 久右衛門

と二人である。

同じ天保十四年四月五日に、久美浜代官所から鑑札が渡されている（「御用書留帳」、須野谷・高森担二蔵、現住、豊岡市）。それによると、

坊岡村 弥吉

森本村 小左衛門

林村 又右衛門

轟村 平四郎

須谷村 嘉七・仁右衛門

竹野村 万兵衛・八郎右衛門・八郎左衛門・弥右衛門

浜須井村 久右衛門

須野谷村 五郎左衛門

である。

一〇年の間に、酒造人にも変化があるが、一つの独占営業であるから、当然人数には変わりはない。また、宝永三年（一七〇六）七月の『指出帳』では、須谷村に茂左衛門、轟村に七郎左衛門が酒屋をしていたと記している。そして、こうした酒造家たちは、やはり資金力の関係からか、村役人層の豪農が目立つが、規模としては五〇石以下が多く小さかった。

名産

『但馬国新図』（赤木勝之、気多郡上郷村、安政六年）は、竹野谷地方の名産を紹介している。つまり、「美合郡、竹野谷紙、同炭、名同藤綱糸、浜切石、宇日若布、名桑本また、び手付、

気多郡、水山砥石」などである。

第四節 さまざまな職業

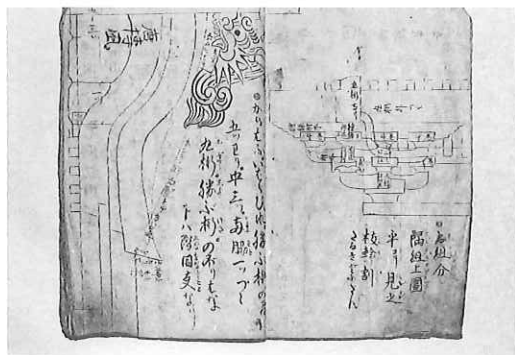
竹野谷の木工  
と木挽の活躍

山に挟まれた竹野川の兩岸に、わずかな耕地面積を持つだけの竹野谷は、生活するには不  
 充分であった。そこで、腕一本でこれをおぎなうという、種々の技術が発達し、往古から職  
 人の町といわれるようになってきた。特に、竹野谷の木工・木挽の技と活躍は、但馬はもろろん広く丹波・丹後  
 にまでおよんでおり、今日も各地で語り草となっている(写86)。

ちなみにその数は、文化十一年(二八一四)の竹野浜では(「奉差上  
 書付之覚」文化十一年九月、『願上書控』竹野・福田敏雄蔵)、

木挽	七人	石屋	一人
家大工	一七人	鍛屋 <small>(前文)</small>	四人
船大工	六人	かまぬり	三人
桶屋	八人	たたみ師	二人
左官	四人	石屋	五人
大工	三四人	木挽	八人
鍛冶屋	五人	桶屋	八人
船大工	一三人		

であったが、幕末の慶応四年(一八六八、『太子夏越堂再建勧誘帳』竹野・竜海寺蔵)には、



写86 竹野谷宮大工使用の設計図  
 (木割書、竹野・伊藤清春蔵)

となつてゐる。

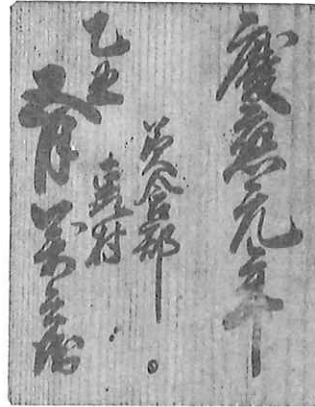
この他、羽入村太子講連中一五人、阿金谷木挽連中二二人、松本木挽連中、浜須井・草飼・轟・大谷・須谷の桶屋が、七人いることを記している。現存の限られた史料上からの数で、他の村をも含めると、その人数は相当なものであつたことは自ずと想像できる。

こうした大工は勝手に仕事ができるのではなく、藩からの鑑札を受けねばならなかつた。天保五年（一八三四）八月一日にも、「先達御上江申上鑑札頂戴候大工」（『御公用日記』（轟・細田昌蔵））として、轟二人・小丸三人・須谷二人・羽入一人・草飼三人・切浜一人・竹野六人・宇日一人と、八カ村の一九人に鑑札が与えられた（写87）。そして、藩は鑑札を与えたので、大橋普請作料のために、この大工一人につき、銀札二匁三分を取り集め上納するよう大庄屋に申し入れている。

(表)



(裏)



写87 木挽鑑札（轟・辻亀治蔵）



また、こうした職人の工代も藩から規定されていた。年代が不詳で当時の物価と比較できず残念であるが、『職人工代規定之事』(森・細・田昌敏)に、

一、四匁 大工木挽桶屋屋根屋其外

一、四匁三分 左官

一、四匁八分 舟大工

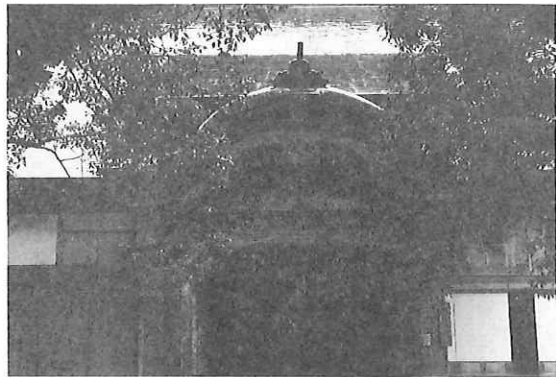
一、六匁 石屋

とある。一応の見当をつけるため、年代を無視して大ざっぱな計算でいけば、一匁は大体現在の一〇〇〇円であり、当時の宿代が現在の金額で三〇〇〇円であった。

そこで、当町の各寺社の棟札をみてみると、ほとんどが竹野谷の大工・木挽の名が記されており、その活躍ぶりが裏付けられるのである。いっぽう、竹野谷以外でもこれはみられ、二・三紹介してみよう。

通称応挙寺として名高い、香住町森の高野山真言宗大乘寺の客殿建立には、多くの竹野谷の大工がたずさわっていた(写88)。その内部は、円山派古画展覽場として、国指定重要文化財の襖・屏風・軸物など、一七〇点近くにおよんでいる。

寛政六年(一七九四)の棟札には、他村の大工とともに、小城(清兵衛)、林(五平治)、松本(栄助・太兵衛・太左衛門・利平治)、竹野浜(伊右衛門)、阿金谷(市四郎)、大谷(五郎七)、宇日(治郎吉)、小丸(嘉助)、



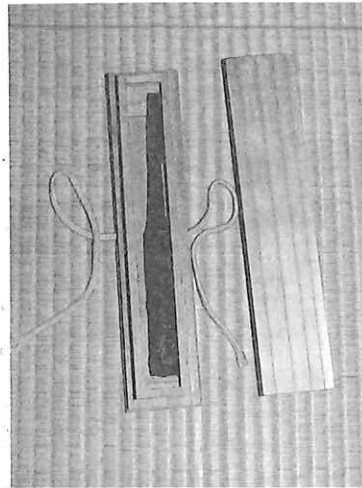
写88 大乘寺客殿(香住町)

羽入（平吉）、轟（清蔵）、切浜（磯五郎）などの名がみられ、石工として竹野浜の武助・嘉助・久四郎の名も記されている（写89）。

また、日高町栗栖野に臨済宗南禅寺派の大円寺がある。この大円寺は、南禅寺第二六九世悦叔宗最禅師によって、慶長年間（一五九六―一六一四）中ごろに建立されたが、竹野谷の三原村・下村はこの創建以来の檀家である。明和元年（一七六四）の本堂の棟札には、大工連名の一人に竹野浜の佐良、安永七年（一七七八）の楼門（山門）棟札に建造棟梁として小丸の木之瀬重助、天明四年（一七八四）の鎮守堂の棟札に建造棟梁も同じ小丸の木之瀬重助、同四年の隠寮の建造をも木之瀬重助がたずさわっている。また、文政五年（一八二二）の再建鐘堂棟札にも、大工棟梁として竹野浜宇右衛門を頭に、竹野浜（太兵衛・伊三郎・伊兵衛・庄九良・



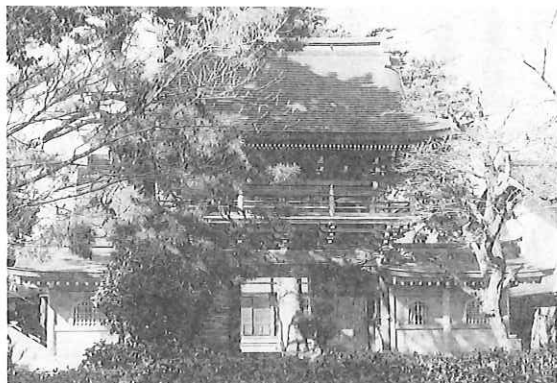
写89 大乘寺客殿棟札  
（寛政6年、香住町）



写90 竹野の大工が忘れたと伝える  
「のみ」（日高町・大円寺蔵）

弥蔵・亀蔵)、そして木挽(利七・源治良・武左衛門)の名がある(写90)。  
このように、大円寺の諸堂に竹野の大工が多くたずさわっているが、特に日高町指定有形文化財となっている山門は特筆される。全体に唐様を基調とした三間一戸の楼門形式で、各部の組み物や彫刻は非常に精巧であり、募股などに種々の技法がもちいられ、竹野谷大工の高い水準が判明する(写91・92)。最近解体修理され、県文化財に申請中である。

さらに、通称牡丹寺として有名な日高町荒川の曹洞宗隆国寺の文化二年(一八〇五)の山門再建棟札に、竹野谷大工の名がみられる。棟梁は、竹野浜の小林喜助、大工世話人として、竹野の藤吉、竹野浜大工の太左衛門、竹野の藤四郎、同元右衛門、同元治郎、木挽に浜の太治郎の名が出ている。これは、三丹一の三間三戸二重門とされ、但馬地方



写91 大円寺山門(町指定文化財、日高町)



写92 大円寺山門組み物・彫刻(日高町)

における江戸末期の山門としては大型に属し保存もよい(写93)。

その他、豊岡市元町の養源寺(曹洞宗)の山門を建てたり(大正十四年大震災で倒壊)、幕末に、養父町養父市場の養父神社(養父の明神)の五社神社を建立した時は、多くの大工の中に竹野谷の大工も入っていたと伝える。

このように、大工の活躍とともに木挽の名も数多くみられるが、享保十三年(一七二八)出石の地元有力寺院である福成寺(浄土真宗本願寺派)本堂再建に、椒の木挽平四郎がたずさわっている(福成寺棟札)。

こうした竹野の伝統ある大工・木挽の中で、竹野浜の小林喜右衛門家と、須谷の仲井源六家が、代々喜右衛門・源六を襲名して、前述の豊岡市の養源寺の山門を建立したりして、名工の家筋であった。

喜右衛門は、彫刻も名手であり、大工の信仰対象である聖徳太子像も蔵していたという。宝永二年(二七〇五)羽入の観音寺本堂造作大工として、内陣修復棟梁を他の五名の大工とともに勤めている(『欲開宝龕修結縁灌頂化縁序』羽入・観音寺蔵。明和九年(一七七二)切浜村三宝神宮再興(棟札、『年中行事帳』羽入・金亀院蔵)や、寛政三年(一七九二)の興長寺方丈再建で、大工惣棟梁作和長左衛門以下一九名の一番最初に名をつらねている(興長寺棟札)。また、享和三年(一八〇三)の相谷の三宝荒神再建棟札に棟梁として

(藤本和造、口佐津村誌資料、相谷村、香住町、藤本康成蔵)

文化五年(一八



写93 隆国寺山門(日高町)

○八 浜須井の蘇民将来社の棟札にも名が出てゐる(浜須井)。

また、仲井源六も彫刻は名手で、宝永二年の羽入観音寺本堂造作大工として、喜右衛門とともに外陣修造にあたつてゐる(前出、豊)。この観音寺では、宝暦十三年(一七六三)二月、源六に『定』(羽入、観)の一札を与へてゐる。つまり、源六家を後世にわたつて当寺の出入り大工に定め、普請の時は必ず最初に相談をし、いろいろ取り決めるとしてゐる。

また、轟地区の細田昌家に、

須谷村

大工 源六

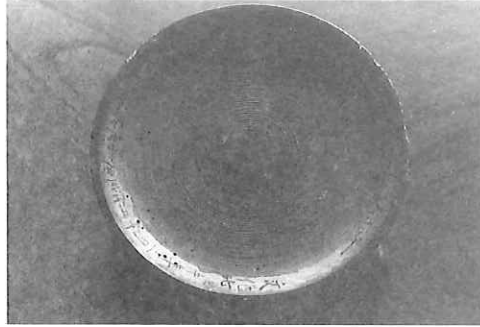
右之者江此度御土藏御普請積り出し通被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候間、早々罷出御普請取掛り候様、御申談可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、尤早々罷出御役所江相伺候、様是又御申談可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、以上。

八月二十一日 古田彦太夫

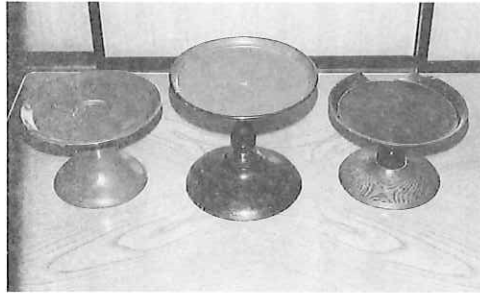
轟村大庄屋 平四郎殿

と、出石藩からの出頭書が蔵されているから、相当力のあつた大工であつたのであろう。

なお、天和二年(一六八二) 貞享二年(一六八五)にかけて蓮華寺本堂が完成し、棟梁は須谷村の仲井源左衛門であつたといふ(蓮華寺)。さらに、同族と考えられる轟村の仲井源八も、蓮華寺御影堂を建立している(延享二年六月、棟札)。



写94 三原木地師の名工、林兵衛作高坏  
(三原・加悦敏隆蔵)



写95 竹野谷木地師作の高坏  
(三原・加悦敏隆蔵)

氏子狩という特異な制度の下に木地屋を統制し、上納金の徴収と免状または鑑札を与えていた。当町桑野本の三輪富佐子家に、この免状（高松御所、高氏公  
木地師之御免状）が伝わっている（写96）。それには、

免状

諸国木地挽就有之山手者、如レ定可有レ之ニ沙汰、如レ前々一諸役令ニ免許一之条、商売不レ可有レニ異儀一候、猶上杉右衛門佐可レ申候、如レ件。

延文二年三月三日 高氏將軍 御判

木地屋

竹野谷の山々に、多くの木地屋（木地師・木地挽）といわれる人たちが住んでいた。木地屋は轆轤ろくろを使って、諸国の山々を渡り歩き、山中からきりとった木で、椀・盆・杓子などを作って生業していた（写94・95）。

木地屋たちは、近江の小椋谷（滋賀県神崎郡永源寺町）を祖地としている。そこには高松御所（君カ畑）、筒井公文所（蛭谷）と称する本家筋の両派が

江州君ヶ島<sup>(種)</sup>

小椋一類木地

挽江

とある。この免状の包紙の裏に、安政四年（一八五七）六月、三輪孫七郎が「覚」としてこれについて記している。三原の奥山に住む木地挽が、天保七年（一八三六）この免状を三輪家に預けていったという。そして彼は、「至而幾容物ニ而療治杯致<sup>(常用)</sup>」して方々を回り、三原で死去したという。これで注目されるのは、「木地師と療治」のことで、何か民間医療的治療をしながら、各地を渡り歩いていたのであろうか。

第四節参照<sup>(一)</sup>。

こうして彼らは、全国の山の八合目以上は木を切り放題、通行自由という特権をえて仕事のできたのである。しかし、いろいろトラブルも起こったようで、元禄四年（一六九二）八月の河南谷村の村役人たちが、正保三年（一六四六）桑野本に居ついている木地引<sup>(種)</sup>が、我々の持ち山に入り、栃木を無断で切っていると訴えている<sup>(事)</sup>。『乍恐奉指上口上書之御事』川南谷・井上隆夫蔵。

そののち、木地屋も定着し、木地屋村ができた。川見時造著『但馬の木地屋』の「氏子駈帳」に、正保四年（一六四七）から明治五年（一八七二）に竹野谷に在住した木地屋名簿を紹介している（表29参照）。



写96 『高松御所、高氏公木地師江之御免状』  
(桑野本・三輪<sup>(種)</sup>富佐子蔵)

表29 城崎郡竹野町木地屋一覽(『但馬の木地屋』川見時造) (氏子駆帳記載の者に限る)

年号	三原 (旧三椒村)	桑野本 (旧奥竹野村)	下村 (旧三椒村)	宮谷 (旧奥竹野村)	須野谷 (旧奥竹野村)
正保4 (1647)	蛭 ・加助12・重三郎5 (2家族17人)	・六右衛門17 子弥左エ門・なをし、 子八兵衛 太夫成・なをし、子兵三 郎 ゑほし・九兵衛6 ・惣左衛門8・作左衛門9 子大作 ゑほし、小三郎7 太夫作 直し逢 市左衛門8 子市右 衛門 太夫成・直し(6家族55人)	・長作5 ・新右衛門2 [2家族7人]	・助太夫9 ・六右衛門2 [2家族11人]	・丸左衛門10 ・久左衛門2 ・八右衛門5 [3家族17人]
明暦3 (1657)	蛭 ・六右衛門8 子喜八郎 ゑほしき ・久左衛門6 子助右衛門 官途 ・吉兵衛9・弥次右エ門5 ・喜三郎4・長助6 子次左衛門 官途成 ・忠三郎6 子市兵衛 官途成・吉左衛門8 [8家族52人]	郷谷 ・善右衛門8・藤次郎4 (2家族12人)			
寛文5 (1665)	蛭 ・庄兵衛7 子新七・角兵衛7 子勘十 直しと ・庄左衛門6・喜右衛門5 [4家族25人] ・吉右衛門7・吉左衛門6・角兵衛3・八右衛門7(三川) ・八郎兵衛8(三川)・六左衛門5・助右衛門5 ・小右衛門8(きく木地や)・弥兵衛11(丸舟成木地や) ・吉太郎11・二郎左衛門11 [11家族82人]				
寛文10 (1670)	蛭 ・理右衛門5・角兵衛5 ・三右衛門4・清介5 (4家族19人) 三原水山 ・庄兵衛8・新右衛門10・八郎兵衛7・喜右衛門9 ・作十郎4・善九郎5・安兵衛7 ・太郎兵衛4 直し逢 [8家族54人]	・利平衛11・八郎兵衛5 ・喜兵衛5 [3家族21人]			
延宝7 (1679)	蛭 ・安兵衛8・太兵衛6 (2家族14人) いつが平 ・孫左衛門5・作兵衛3・善十郎3 ・喜右衛門2 直し [4家族13人]			河南谷(旧奥竹野村) ・重右衛門10 直し ・安右衛門8・喜兵衛6 [3家族24人]	
貞享4 (1687)	蛭 ・太郎兵衛5・五兵衛3・新兵衛3・喜左衛門3 ・次左衛門5・六右衛門2 官途 ・小十郎2 ・勘左衛門6・小右衛門4・市郎左エ門3・新左衛門4 [11家族40人]			・重右衛門9 子半九郎 烏帽子着 ・安右衛門7 直し・喜兵衛7 ・五郎兵衛6・加兵衛6・治郎左 衛門7 官途・直し逢 [6家族42人]	
寛政11 (1799)	蛭 ・政治郎4・林兵衛6・弁助3 [3家族13人]				
文政13 (1830)	蛭 ・小椋林兵衛(印)5 ・小椋弁助(印)4 [3家族13人]	・小椋政治郎(印)4 [3家族13人]		・小椋市右衛門(印)4 [1家族4人]	
弘化3 (1846)	蛭 ・(印)金壹茶二朱 溥左衛門 ・(印)五丸 万却山孫兵衛 ・(印)金壹茶二朱 利右衛門 [5家族]	・(印)金壹歩 清兵衛 ・(印)金參歩 七美山田山作右衛門 [5家族]		・(印)金壹歩 柳吉 ・(印)金貳茶 市右衛門 [2家族]	
明治5 (1872)	君 ・林兵衛7 男2女5 ・吉右衛門6 男3女3	・政治郎7 男4女3 ・利右衛門2 男1女1 [4家族22人]			



獵 師

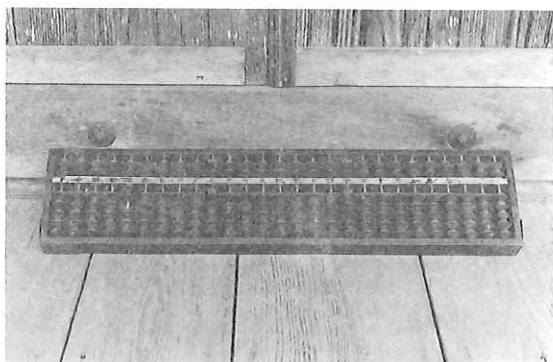
獵師は鉄砲を使用するが、武器でもあり、幕藩の嚴重な統制下におかれ、「鉄砲改」が行なわれた。これには各自が、『獵師鉄砲証文之事』を村方三役の奥書をして、役所へ提出しなければならぬ。弘化三年（一八四六）・嘉永四年（一八五二）・安政二年（一八五五）の大谷・椒村のものが三通（森・細田昌蔵  
椒・富森一雄蔵）伝わっている。そして、「右之通、先年証文指上置申候通、相違無御座候」（『午ノ秋鉄砲改ニ付書上帳』森・細田昌蔵）と、随時書上をしなければならぬ。正徳四年（一七一四）八月のこれには、金原・小城・河内・神原・川南谷・森本・門谷・須野谷・二連原・下塚・林・坊岡・御又・大谷などの各村に、合計一四挺の鉄砲を持った獵師がいたことを記している。

なお、第二章第一節の「小出家陶器藩」の項でもふれたように、阿金谷村の獵師が、郡代に命ぜられ、雁を撃つて褒賞を与えられた話もある。

その他 その他、いままでも回数出てきたが、大工・木挽と強  
の 職業 関係のある石屋・鍛冶屋・桶屋・左官も、竹野谷では

特筆すべき職業である。また、年代不詳であるが、竹野村の内兵衛が、寅十二月村方の宿屋職行事（役員）に藩から任命され、宿屋や宿泊者の管理を申し付けられているから、宿屋もあつたことがわかる（森・細田  
田昌蔵）。

ちなみに、宝永三年（一七〇六）の出石城下のおもな職種として、米屋（六軒）・鍋屋（二三）・紙屋（一）・足駄屋（一）・鍵屋（一）・油屋（五）・



写97 七ツ玉算盤（森・細田昌蔵）

土器屋(一)・茶屋(二)・傘屋(二)・麴屋(五)・塩屋(四)・煙草屋(二)・絹屋(一)・大工(一八)・車屋(一)・桶屋(一)・紺屋(九)・鍛冶屋(四)・表具屋(一)・湯屋(一)・屋根屋(一)などがあつた(『出石町史』第一卷)。

竹野谷でも、その他に石船屋・髮結・綿打屋・菓子屋・豆腐屋・染屋・傘屋・醬油屋・酒屋・瓦職があつたことを紹介している(『竹野郷外史』(一))。そして、これを裏付けるように、現在でも竹野の日常生活で使われている屋号にも、紺屋・紙屋・傘屋・靴屋・酒屋・鍋屋・草飼屋・畳屋・油屋・豆腐屋・鑄掛け屋・茶屋などがある(『万年書』、写97)。

なお、『紺屋覚書』(京都市・長良政雄蔵、文禄二年『出石町史』第一卷)の「小物成紺屋役上納村名」に、竹野浜(三〇九勺)・下塚(二・四七二勺)・林(二・四七二勺)・轟(六一八勺)・須谷(二・四二七勺)・森本(六一八勺)の村々がある。

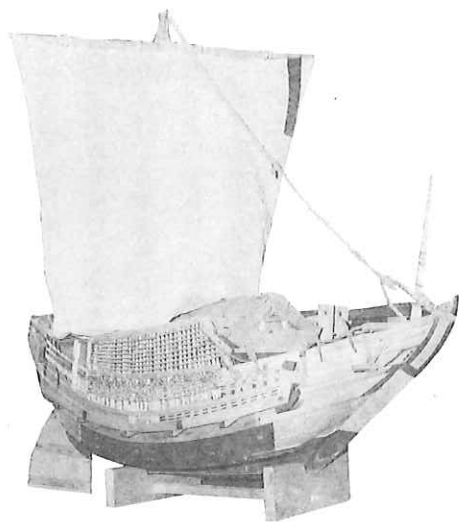
## 第四章 竹野浜と北前船

### 第一節 北前船の定義と特徴

北前船 寛文十一・十二年（一六七一〜七二）、江戸の町人河村瑞賢による、幕府御城米輸送の便益の定義 ため、東廻り航路（北陸・東北―日本海―津軽海峡―太平洋―江戸）と、西廻り航路（奥羽の

北端―日本海―瀬戸内―上方、のちに蝦夷まで）の開発は（この時、但馬の柴山港も寄港地の一つに選ばれた）、日本海海運史の発展に大きな機縁となった。

北前船とは、日本海各地の港を拠点として、瀬戸内や上方と北国（蝦夷地）の間を往復した貨物輸送の和船のことである。船体は、俗称ドラングリ船といわれるように、北前船特有の船足の遅い、ずんぐりした型であった。そして、耐波性と安定性に富み、荷物が多く積み、日本海の荒波を乗りきれぬ頑丈な船体でもあった（写98）。しかし、特定した船型をさすのではなく、ハガセ船↓北国船↓ベンザイ船（弁才）というように、時代により船型を変えつつ、こうした北前型特徴をもってくるようになる。つまり、北前船なる呼称は、上方地域で名づけた航路船の汎称（はんしやう）であるという（第七章第二節(1)でも紹介するが、安政四年七月の竹野の史料に「伊勢船家中」と出て興味深い。伊勢船は、江戸中期以降絶滅状態になったとされる）。日本海の人々は、ベンザイ船とかバイ船・千石船などと呼んでいたが、瀬戸内海や関西では北前船と呼んでいた。このように、北前船についての



写98 模型千石船（竹野・竹野小学校蔵）

沿いの北浦一帯の宰判さいばん（地方行政区画）や、諸村をさすこととなったという。次に、竹野浜の北前船をみていく前に、北前船とは何かという、その特徴を一応考えておかねばならない。

北前船 安政三年（一八五六）五月の「乍恐以書付奉申上候」（『港村誌』旧）に、  
の特徴 当国船稼之儀は運賃積・買積船と唱へ相稼候処、運賃稼の儀は余国へ積出候諸荷物、荷主

より送状の通り船頭受取り、相当の運賃を以て送先へ運送いたし、買積船の儀は船主共人物相えらび船頭召抱え、廻船は勿論、買請くべき代銀凡そ積りを以て利潤に可二相成二品買請け、余国へ積廻し、売払代

語源の由来（①北へ進む船、②北廻り船の転化、③北国松前の略称、④北米きたまゐの転化などである）、船体構造の特定、船主の所在地、航路の範囲など、その定義は今日まで研究者により、いろいろな説がある。ここでは、いちいち学説をあげつらうことは差し控え、今後さらに研究検討された上での定説を期したい。ただ、参考史料を一つだけ紹介しておく。後述の山口藩に、「北前・南前」（『覚（桐子の事）』）『山口県史料』近世編・法制上、『防長風土注進案』第二十二卷・研究要覧）の語がある。北前は、貢米が北の萩送り出しの地方一帯を意味し、転じて日本海

銀利潤を以て船主より相渡候銀子利銀並に運賃銀諸入用遣い払候残利分、船頭より船主へ勘定相立候儀に有レ之候。

とあるように、「運賃積み」は主として、上方へ江戸を往復した菱垣廻船・樽廻船の多い形態である。他人の荷物を輸送して、その一航海往復運賃がいくらであるかという（その利益）支払い方法をいう。いっぽう、「買積み」とは、北前船に多い形態で、公の城米も運んだが、どちらかというところ、私的な商いの荷物を輸送した。つまり、船を持つている船主が、船頭を雇うか、あるいはみずから船頭となり、商人をかね自分の資金で積み荷を仕入れ、自分の船で各地に寄港し、売れそうな積み荷を販売した。また、その代金でその土地の産物を買っていくという買積み制度をとっていった。つまり、自国の産物だけを輸送したのではなく、各地で安く買い集めた産物を、積めるだけ積んで持っていく、別の土地で高く売る。売るだけ儲になったということである。当時の通信・輸送の未発達な時代において、地域間の値段差は大きく、その差の利益をえる仕組みであった。しかし、この史料や後述のように、北前船も運賃積みに従事することもあった。

こうして、航海の速さよりも、積み荷の多いことを重んじ、積み荷量の経済的効率を上げるために、胴の間に高く荷物を積み、蛇腹垣をつけたりした。そのために、積み過ぎとなり、荒天時には海難を起こすもととなり、一つの賭でもあった。また船主は、船頭の商い意欲をそそるため、賃金の他に「帆待ち」という、積み荷の一割ほどの船頭の個人的荷物を積むことを許した。さらに、乗組員の水主にも、「切出し」という総売り上げ高の一割ほどの歩合給を与え、多くの積み荷をするように仕向けた。通常、上方へ蝦夷地を二往復もすれば、造船費が出るほどの利潤をあげたとされた。

## 第二節 竹野浜の北前船所有

宝暦年間

それでは最初に、竹野浜の北前船所有数を、年代順にみてみよう(写99)。

宝暦年間(一七五一〜一六三)に、甚三郎・久四郎・仙五郎・四郎左衛門・治右衛門・清治郎などの人々が、千石船をそれぞれ一・二艘所有していたという(『竹野郷外史』)。

文化・文政 文化十一年(一八一四)九月の「奉差上書付之覚」(『願上書控』竹野・福田敏雄蔵)に、

一、六拾石積拾三艘 八助・源平・源左衛門・太郎左衛門・仁左衛

門・孫右衛門・藤左衛門・与左衛門・与右衛門・助治郎・七郎右衛

門・与三郎・善吉

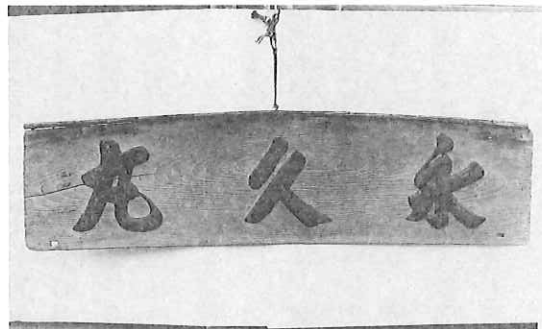
一、八拾石積九艘 与市平・惣二郎・治左衛門・与吉郎・友三郎・助右衛門・友四郎・五郎兵衛・治郎左

衛門

一、百石積五艘 八良兵衛・藤左衛門・与惣右衛門・惣五郎・九郎右衛門

一、百式拾石積五艘 又十郎・又兵衛・新右衛門・孫三郎・清助

一、百三拾石積式艘 八郎左衛門・左右衛門



写99 船名板(竹野・伊藤五市蔵)

第二節 竹野浜の北前船所有

表30 文化・文政年間の竹野浜所有船数  
『舟手形之事』(文政2年~6年、竹野・福田敏雄蔵)

年号	石数(人数)	3人乗	4人乗	5人乗	計
文化13年 (1816)		14	12	8	34
〳 14年 (1817)		1	1	0	2
〳 15年 (1818)		3	0	0	3
文政4年 (1821)		1	0	1	2
〳 6年 (1823)		9	1	0	10
計		28	14	9	51

とあり、北前船が五三艘あったことがわかる。しかし、一〇〇石積以下が総数の半分をしめており、一六〇石積が最大で、小型船が主流であったことが判明する。

- 船数合九拾八艘
- 一、百四拾石積三艘 治郎左衛門・与治右衛門・孫三郎
  - 一、百五拾石積五艘 太四郎・八良左衛門・五郎兵衛・市郎左衛門・太平
  - 一、百六拾石積四艘 孫三良・与治右衛門・五郎平・与三郎
  - 一、式拾石積運賃積船七艘 源左衛門・四郎五郎・善左衛門・与七郎・万戸・次郎平・平七
  - 一、磯乗船 四拾五艘

当時の竹野村(竹野浜)は、総人数が一三七二人、家数三三三軒(当  
 戌宗門人高一紙之覚)文化十一年五月、『願上書控』竹野・福田敏雄蔵で、前  
 述したように、「木挽(七人)、家大工(一七人)、船大工(六人)、桶  
 屋(八人)、石屋(一人)、鍛冶屋(四人)、かまぬり(三人)、畳師  
 (二人)」(「奉差上書付之覚」文化十一年九  
 月、願上書控、竹野・福田敏雄蔵)などの商人もいて、大変繁栄  
 していたことが知れる。

また、文化十三年(一八一六)から文政六年(一八二三)までに、竹野  
 浜の舟手形(廻船手形)五一通が下付されている(表30)。ここでも、  
 三人乗・四人乗(一〇〇石~二〇〇石積程度)が主流をしめている。

弘化年間

弘化二年（一八四五）の『但馬国村々船往来運上取立一村限帳』（京都府熊野郡久美浜町・東福葉蔵、  
 袖木学『近世海運史の研究』所載、『浜坂町史』では、現在中川正哲所蔵としている）では、但馬国廻船総  
 数が、一七カ村で一七二艘であるが、竹野では五六艘で、三分の一をしめている。

その内容は、

五〇石積以下	三艘
五〇石積〜一〇〇石積	三〇艘
一〇一石積〜二〇〇石積	一五艘
二〇一石積〜三〇〇石積	七艘
四〇〇石積	一艘

となっていて、二〇〇石積以下が多いが、廻船の大きさや数がやや増して、発展している様子がみられよう。

幕末・明治 年代が判明しないが、明治元年（一八六八）前後のころと思われる、竹野浜の『廻船人別』

初 期 （仮題、森・細、田昌蔵）がある。

列記してみると、

三人乗 彦三郎（休船明治元辰十二月十六日上納）・万造・善吉郎・三左衛門・清治郎・秀治郎・久左衛  
 門・林三郎・久左衛門・友三郎・四郎左衛門・長助・与平次・弥兵衛次・五郎太夫・治郎左衛門（休船

明治元辰十二月上納）

四人乗 弥兵衛・忠右衛門・久四郎・新右衛門（明治元辰十二月十六日上納）・権吉・新右衛門・八助（休



船慶応四年辰三月上納)

五人乗 甚右衛門 (慶応四年辰二月よ休船鑑札上納)・友四郎 (休船明治元辰十二月上納)・甚七・作右衛門

六人乗 新右衛門・安右衛門・源太夫 (慶応四年辰二月休船鑑札上納)・久四郎

七人乗 伝兵衛・惣次郎

メ船数三拾艘

此人別百拾九人

とあり、これが当時の竹野浜の廻船総数を現わしているとは断定できないが、一〇〇石(三人乗)、二〇〇石(四人乗)、三〇〇石(四人乗)、四〇〇石(五人乗)、五〇〇石(五人乗)、六〇〇石(六人乗)、七〇〇石(七人乗)とすると、廻船の大型化が非常に顕著なのがわかる。一般的にも、幕末から明治にかけて、北前船の興隆期になると、二・三〇〇石から五〇〇〜二〇〇〇石と大型化していった。

なお、竹野の南京達已家の襖の下張りの一枚に、北前船の船名と船主の名が記されていた。極めて傷みが激しく、判読しづらいが、一応紹介しておこう。

- |       |                         |       |                      |
|-------|-------------------------|-------|----------------------|
| 一、昌栄丸 | 小南京や                    | 一、神勢丸 | 五良助                  |
| 一、宝珠丸 | 久右衛門                    | 一、神力丸 | 忠左衛門                 |
| 一、宝寿丸 | 善右衛門                    | 一、栄保丸 | 保平 <small>本苗</small> |
| 一、明福丸 | 嘉左 <small>(マ)</small> 衛 | 一、久宝丸 | 久五郎                  |
| 一、久福丸 | 小高                      | 一、明江丸 | 莊野新                  |

一、順栄丸	久四郎	一、勢運丸	仙五郎
一、順宝丸	ク	一、宝栄丸	田久日屋
一、伝勢丸	伝兵衛	一、宝竜丸	友四郎
一、明久丸	孫一郎	一、栄徳丸	佐市郎
一、蓬菜丸	源七	一、青久丸	清四郎
一、天神丸	八郎右衛門	一、 <sup>福</sup> 生丸	友三郎
一、 <sup>天</sup> 栄丸	治右衛門	一、利宝丸	伸平
一、 <sup>万</sup> 栄丸	甚三郎	一、宝寿丸	甚七
一、 <sup>口</sup> 幸丸	松平	一、金栄丸	平七
一、明福丸	与平治	一、天神丸	宗治郎
一、諏訪丸	ク	一、上り	八郎左衛門
一、稻荷丸	ク	一、善徳丸	得左吉郎
一、諏訪丸	孫一郎		

これは、年代が不明であるが、前掲『廻船人別』の船主名が多くみられることから、ほぼ幕末・明治初期と理解していいだろう。

以上みてきたように、竹野浜は、但馬でも代表的な北前船の商港であったが、五〇石〜二〇〇石積（二人乗（四人乗））の小・中型廻船が多かった。ちなみに、元治元年（一八六四）十一月、清水弁治郎は、大津屋宇兵

衛から一五反帆(二〇〇石〜三〇〇石)の廻船を買い入れたが、その値段は四七六兩であった(『廻船売渡し一札』竹野・清水義春蔵)。

### 第三節 北前船に関する諸法度

#### 廻船式目

以上のように、竹野浜をも含め、日本海の各地に多くの北前船が寄港し、瀬戸内海・日本海の間、広い海を勇壮に上方から蝦夷(大坂〜北海道)まで往来していた。しかし、いったん海上に出ればそこはまったく海また海で、何カ月も期間その船だけの隔絶された世界が作り上げられる。その間、善しきにつけ悪しきにつけ、その船の者たちだけの付き合いが続き、何かあったからといって、陸上のように逃げ場がないのである。ましてや、板子一枚下は地獄といわれる底知れぬ海底と、悪天による強い風・雨・波による難船も待っている。よほど、乗組員たちが心一つにして航海しなければならぬ。

いっぽう、船は高価な多量の積み荷を運んでいる。一度に運ぶ量が、陸上と違って桁違いに大きく、そのために難船した場合の損失も莫大であった。また、悪く考えれば、前述のように隔絶された密室の世界で、何カ月間行動するから、乗組員が話し合せて積み荷を横領・横流しをするということが予想される。これが、幕府や藩の御用船としての航海であると、一層その警戒は強かったであろう。

そこで古くから、海の船舶に関しても法規があった。これが、日本最古の海法といわれる『廻船式目』(船法・船法度)である。三二カ条と、後世に追加された四三カ条からなるものがある。竹野の福田敏雄家蔵の『船法度械槽』<sup>(海徳)</sup>(文政二年〜六年文書写し)や、『廻船法度卷』<sup>(大阪府柏原市・福田安浩蔵)</sup>がこれに当たる。内容は、船舶・船主・船

員・借船・衝突・海難救助など細部にわたり進んだ規定があり、今日の『海事商法』はこれに非常に影響されている。なお、末尾に貞応二年（一二二二）、時の執権北条義時の制定とあるが、文明年間（一二四六―一二八六）以後瀬戸内海の間で作られたものといわれている。

高札之写  
これは、「浦高札」と呼ばれるもので、江戸時代の廻船法度の中核となった重要な法規である。全文を紹介しておこう。

高札之写

条々

- 一、公儀之船者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申諸廻船共ニ、遭<sub>二</sub>難風<sub>一</sub>時ハ助船を出し、舟破損せざる様ニ成ほと可<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>精事。
- 一、船破損之節は、近浦之者精ニ入荷物・舟具等可<sub>二</sub>取揚<sub>一</sub>之所之者、荷物之内、うき荷物ハ二十分一、沈荷物は十分一、川舟はうき荷物三十分一、しつみ荷物ハ廿分一、取揚る者ニ可<sub>レ</sub>遣事。
- 一、沖にて荷物はぬる時ハ、着船ニおひて其所之代官下代、庄屋出会遂ニ穿鑿<sub>一</sub>、舟に相残荷物等之分証文ニ可<sub>レ</sub>出之事。

附り、船頭浦之ものと申合、荷物盗ミ取はねたるよし偽申におゐてハ、後日聞といふとも、船頭ハ勿論、申合輩、悉可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>曲事<sub>一</sub>。

一、湊に永々船を懸置輩あらハ、其子細を所之者相尋、日和次第出船致させ申へし、其上にも令<sub>二</sub>難決<sub>一</sub>は何方之船と承届、其浦之代官ニ急度可<sub>二</sub>申達<sub>一</sub>事。

一、御城米廻之刻、船具・水主、不足悪船ニ不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>積、并日和能筋於<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>舟破損<sub>一</sub>は、舟主・沖之船頭

可レ為ニ曲事一、惣而理不尽之儀申懸ケ、亦私曲有レ之者可ニ申出一候、雖レ為ニ同類一其科をゆるし候て御褒美可レ被レ下レ之、且又あたをなさざる様ニ可レ被ニ仰付一也。

一、自然寄舟并荷物於ニ流来一ハ可ニ揚置一、半年過テ荷主於レ無くハ、揚置之輩可レ取レ之、若右之日數過、荷主雖レ為ニ出来一不レ可レ返、雖レ然其之所地頭代・官可レ受ニ差図一也。

一、博突、惣テ賭之諸勝負、堅可レ為ニ停止一也。

右之条々可ニ相守一此旨、若悪事於ニ仕者一可ニ申出、急度御褒美可レ被レ下レ之、科人は随ニ罪之輕重一可レ為ニ御沙汰一旨致ニ仰出一之間、領内輩堅可ニ相守一者也。

寛文七年二月十八日

(竹野・福田敦雄蔵、文政二一六年文書写し)

これは、どこの商港にも残っているが、『海事史料叢書』(第一・二卷)に紹介されている各地のものとは比べてみると、地域・時期によって、内容にすこしずつの違いがみられる。

この内容を簡単にみてみると、難船の救助についてが第一条にきており、人の生命にかかわることであり、一番大事なことであった。昔から、難船があれば、近くの船は命をかける海の男同志として、何はにおいても救助に向かうのがルールであった。次に、難船の積み荷について、海に浮いている荷物は二十分の一、沈んでいる荷物は十分の一などを、取り揚げた者の所有になること。そして、難船の漂着物の拾取については、現在の「水難救護法の規定」と同じで、保管期間を半年と定めて、これを過ぎたら拾取者の所有になるとする。また、積み荷の横領・横流しの禁止、故意による難船の禁止などである。

ちなみに、「廻船荷物出売出買并船荷物押領いたし候もの御仕置之事」〔徳川禁令考後聚(第二) 鉄卷之十八・行刑条例〕に、「打荷或破船と偽荷物を致し押領一候もの、船頭獄門、上乘同罪、水主入墨之上重敲たたき」と、故意の打荷(投荷・荷打・捨荷、難船の時、重量を軽くするため、一部を海に捨てること)・破船(難破船)の罰則は、厳罰に執行された。

#### 船道定法

さて、このような全国的に用いられた基本的廻船法度とともに、江戸の中期以降各地の廻船業が興隆してくる。竹野浜も前節のように、但馬一の廻船を所有していた。当然、同業者仲間でもいろいろな取り決めをし、無事な航海と円滑な商業活動をはかった。竹野浜にも、寛政九年(一七九七)に廻船の船頭仲間が取りまとめた『船道定法一札之事』〔願上書控 竹野・福田敏雄蔵、廻船西組講談(竹野・松本周平・小林政春、竹野・万戸茂治代表)〕がある。これも、地方廻船業の実態を知る上で重要であるので、全文を載せておく。

#### 船道定法一札之事

一、近年船中荷物等存外不埒故、船頭難渋仕候ニ付此度相改メ為レ可ニ吟味仕、船頭御役人御頼ミ候所、御承知被レ成被レ下忝奉レ存候、此已後如何様共、作法之通御裁許無ニ異儀一御請可レ申候事。

一、兼テ從ニ御公儀様一被レ為ニ仰渡一候博奕・諸勝負等、決而致間敷候事。

一、春秋船出入之砌ニ、当村御役人様ハ勿論、年行司所へ茂叮嚀ニ御届ケ可レ申候、船湊出入之節、理不尽に致間敷、前々作法通ニ可レ致候事。

一、船居場所、先格之通りも可レ有御座とも、年行司所江御窺ひヲ致、御批判可ニ申請一事。

一、他国ニ参り於ニ問屋ニ旅人同席之砌、不行義致間敷、水主之者共へ茂急度可ニ申渡一候事、并他所ニ而類船仕候共、互加勢・助力仕、万一類船之内沖合澗泊りニて、難渋之儀茂御座候ハ、聞付次第ニ可レ

出<sup>二</sup>飛却申<sup>一</sup>候事。

一、水主之者共不埒致シ、荷物等ニ手ヲ掛盜ケ間敷儀有<sup>レ</sup>之候ハ、年行司所江御届ケ申可<sup>レ</sup>受<sup>二</sup>御裁許<sup>一</sup>、并不埒之者主人<sup>ヨ</sup>暇ヲ出シ候ハ、仲間内ニ抱置申間敷候事。

一、商ヒ場所ニテ拔売・拔買等堅致間敷候事、若シ拔売・拔買等致候者有<sup>レ</sup>之者、年行司御断可<sup>レ</sup>申候事。

一、船頭宿エ上リ申候節、艫取万事留主之内諸事談シ置可<sup>レ</sup>申候、艫取り者船頭留主中諸事心ヲ配リ、水主ヲ相使可<sup>レ</sup>申、若シ水主もの不<sup>レ</sup>随<sup>二</sup>艫取<sup>一</sup>候ヘハ、急度其由船頭江可<sup>二</sup>申達<sup>一</sup>候事。

右之通常々急度相守リ申候者也。

惣船頭中代印

又 重 郎 印

五 郎 平 印

助右衛門 印

寛政九年

巳十一月

年行司所

これは、竹野浜の船頭仲間の代表が、仲間中でいろいろ制定した箇条を、厳守する旨を仲間の総代役（役員）に証文（誓約書）を出したものである。

この内容は、北前船にとつてもっとも重要な積み荷の運搬と取り引きに関して、乗組員の守るべきこと八カ条を列記している。一、近年、積み荷に関しての問題が起こり、船頭が困惑している。一、前掲の幕府の『高札之写』にある通り、博打など諸勝負は決してしてはならない。一、春秋の船の出入りの時は、竹野浜の役人・

年行司所へ届け、前々から決められた作法通りに出入りをし、停船場所も年行司所の指図に従う。一、他国の問屋では、品行をよくし、同類の廻船と協力しあい、万一事故のあった場合には、代わりに連絡をつけてやること。一、積み荷を盗み、解雇されることがあったら、再び仲間の間では採用しない。一、取り引き場所で、拔売り・抜買いは決してしないこと。一、船頭が宿に上った時は、艫取りが水夫を指示して船を守ること、などである。

これに類似した取り決めは、隣村の津居山村・瀬戸村の早い年代の文書にみられる。それは、『廻船法度』(享保十六年(一七三二)十一月、津居山村文書、『港村誌』所載)、『廻船法度の儀定請書』(宝暦六年(一七五〇)正月、瀬戸村文書、『港村誌』所載)である。また、この竹野浜の『船道定法一札之事』の前年寛政八年(一七九六)十二月に、北前船の中心地加賀国の橋立浦(現・石川県加賀市橋立町)の船主たちが協定して、『船道定法之記』(真宗大谷派福井別院橋立支院蔵、『加賀市文化財紀要』第七輯所載)を定めている。このように、日本の各北前船の興隆と相まって、いろいろ問題も出てきたのであろう。船主・船頭仲間が、お互いの自粛と業務の円滑化に向かって協定している。

なお、竹野浜の船が出石藩仙石家蔵米輸送の大坂廻米雇船と定められた。柴山港の「御積所」から、年貢米を大坂の蔵屋敷へ輸送するのである。藩の大切な年貢米であるから、一般の輸送と違って、厳重な廻米方法を定め輸送の安全がはかられた。これは、大坂の出石藩蔵屋敷蔵元(蔵物の出納をつかさどる)鍵屋竜三郎に、輸送にあたっての廻米の取り扱い、注意しなければならないことの詳細な誓約を一四カ条にわたって提出した

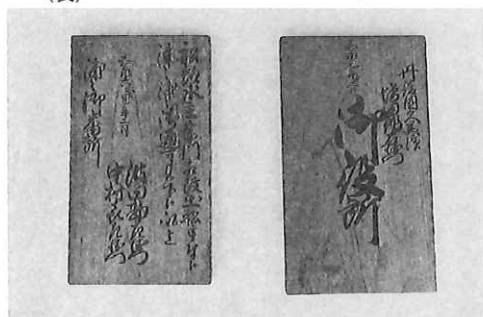
ものである(「船定証文之事」文化十一年正月、願上書控「竹野・福田敏雄蔵」)。



(表)



(裏)



写100 『船往來鑑札』(竹野・伊藤五市蔵)



写101 『舟手形』(竹野・伊藤五市蔵)

ある。

出航までの  
手続き

江戸時代の北前船の稼ぎ商売は、だれでもが勝手にできるものではなく、藩や代官所が発行した『船往來鑑札』(写100)や『舟手形』(写101)が必要であった。一例をあげると、次のようである。

#### 第四節 北前船の活動

舟手形之事

但馬国美含郡竹野浜村、長助舟式人乗船頭・水主共、宗門等此方ニ而相改出船申付候、津々浦々無ニ相違ニ御通可レ被レ下候、以上。

仙石越前守内

寛政十戊午正月

麻見四郎左衛門 ①

鷺見 久左衛門 ①

中 村 又太郎 ①

早 川 新 助 ①

浦々

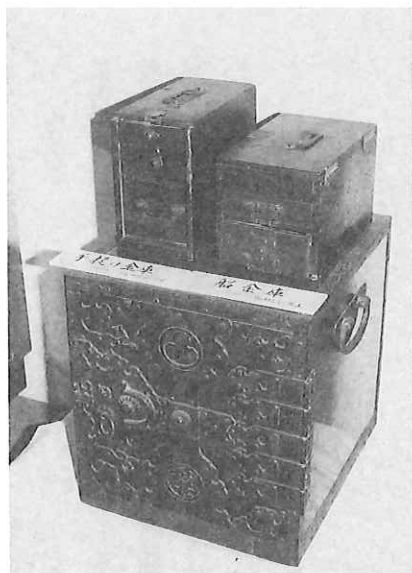
御番所

右船頭・水主共相違無レ之内者、年々此証文可ニ相用ニ者也。

(竹野・竹野清秀藏)

北前船は、津々浦々を商売しながら航行するので、そのための通行証明書で、普通一カ年有効であった。『鑑札』の表おもてには、船の積石数・船頭名・乗組員の人数・出身村名・村庄屋名を書き、裏には、船の所属する藩・代官所役人の証明と発行年月などが記されている。『舟切手』も、出身村名・船主名・乗組員の人数を記し、藩・代官所役人の証明がされている。これはつまり、出石藩のこれらの者が、稼ぎ商売のため航行しているが、キリシタンではなく、身元ははっきりしているので、貴藩の法度に従うので、商売・通行を許可願

第四節 北前船の活動



写102 船箆筒(金庫、竹野・福田正辰蔵)

たいというものである。このように、これは航行上・商売上もつとも重要なもので、桐箱の中に入れ、船箆筒に大切に保管された(写102)。

また、次の第五章第一節「苦しい生活」の、宗門改と種々の証明書の項でもふれるが、一般に庶民が旅行す

表31 北前船寺請状発行表(興長寺発行・蔵、竹野・落合良照提供)

番号	史料名	年	月	請取人	差出人	乗組員
1	寺請状	安永6.2	1777	四郎兵衛	興長寺文書	2
2	〃	〃7	1778	弥右衛門		2
3	〃	〃8	1779	甚右衛門		2
4	〃	天明9.2	1789	弥右衛門		2
5	〃	寛政6.2	1794	宇屋弥三郎		2
6	〃	〃6.2	1794	宇屋弥三郎		2
7	〃	〃6.2	1794	権三郎		2
8	〃	〃6.2	1794	八郎右衛門		2
9	〃	〃6.2	1794	治右衛門		2
10	〃	〃7.2	1794	清左衛門		2
11	〃(控)	文政13	1830	五郎平		5
12	〃	文久3.2	1863	五左衛門		3
13	宗旨往来手形	元治2.2	1865	四郎右衛門		
14	〃	慶応3.1	1867	彦作		

る時、『寺請証文』・『往来手形』の証明書が必要であった。この『舟切手』は、『往来手形』にあたるものであろう。北前船の乗組員の『寺請証文』が、竹野にも何通か残っている。竹野浜は、竹野の興長寺の檀徒が多かったので、この寺院の発行のものが目立つ（表31参照）。一例を紹介しておこう（写103）。

寺請状

但馬美合郡竹野浜村住人、治右衛門船水子共式人乗宗旨者、代々時宗当寺檀那ニ紛無御座候、若外寺御法度宗門与申訴人於レ有レ之者、何国迄も拙寺罷出申開可レ仕候、津々浦々無ニ遅滞ニ御通可レ被レ下候、寺請状仍而如レ件。

相州藤沢遊行上人末寺

但馬竹野浜村

興長寺

印

寛政五年

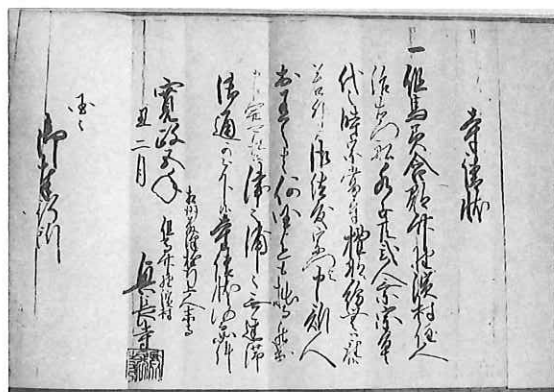
丑二月

国々

御奉行所

(竹野・与田明蔵)

前述のように、廻船に『船往来鑑札』や『舟手形』を下付した見返りに、「船運上」「帆別運上」という税が課せられた。しかしこれは、積石数・帆端数・乗組人数のどれを基準とするか、各藩によってそれ



写103 『寺請状』（竹野・与田明蔵）

どれ異なるであろう。須野谷地区の富森担二家の、『久美浜代官鈴木大太郎の訓令十カ条』(仮題、安政三年正月、現住・豊岡市)の中に、「一、船往來運上相納候村方者、当辰稼人名前帳、当月晦限可ニ差出一候」とあるのがこれである。

一例を示すと、弘化二年(二八四五)の『但馬国村々船往來運上取立一村限帳』(京都府熊野郡久美浜町・東稲葉藏、袖木学『近世海運史の研究』所載、『浜坂町史』では、現在中川正哲所蔵としている)に、竹野村をも含め、但馬の諸村では水主一人につき、銀一匁が賦課されている。また、参考のために静岡県の例をみると、「一、廻船老艘、水主四人乗、船主弥兵衛<sup>㊦</sup>、此御運上永五百弍拾文、但水主壱人ニ付壱ケ年永百三拾文宛」(舟株御運上書上帳)文化二年十二月、君沢郡三津村下書、現・沼津市内浦三津、『日本常民生活資料叢書』第十六卷・中部篇(四)とある。

なお、廻船が諸港へ入津した時、その土地の役人に対し、「税」(「御役奉加、上役」、「口銭浜出可持」、「簡貨作貨揚出丁持」、「港付誌」)や、「灯明運上」(安全に入津するための「灯明代」<sup>「浜坂町史」</sup>)を納めているという事例もある。

竹野廻船の  
活動状況  
それでは、竹野村の廻船がどの時期にどこまで行って商い<sup>あきな</sup>をしていたか、史料で判明する範囲列記してみよう。

一、元文元年(一七三六)十月 島根県瀬摩郡温泉津町温泉津港

但馬国美合郡竹野浜村次郎三郎舟、沖船頭次郎左衛門水主共三三人乗、自分買之木のミ三拾壱石御料之内仁万村ニテ買積請、五日彼地出船仕、同日当所沖泊り浦江入津仕。

(多田英一「文書」、『近世山陰地方の廻船業』(ついで)『岩間洋樹』、『兵庫史学』第七十号)

二、文政九年(一八二六)〜天保六年(一八三五) 兵庫東美方郡浜坂町諸寄港

竹野村入津七一艘(但馬廻船入津合計一三〇艘)。

- (1) 竹野二人乗 (二〇〇石) 六三艘
- (2) 竹野三人乗 (二〇〇石) 六艘
- (3) 竹野四人乗 (二〇〇石) 一艘
- (4) 竹野五人乗 (三〇〇石) 一艘

三、天保六年(一八三五) 兵庫県豊岡市津居山津居山港

竹野村津出し。

- (1) 餅米百三拾石 但馬国美含郡竹野村浅二郎船へ積入候ニ付、出帆いたさせ候。

内四拾六石

- (2) 餅米六拾石 但馬国竹野村善助船積入候ニ付、出帆いたさせ候。

内四拾石

- (3) 餅米三拾石 但馬国美含郡竹野村善助船へ積入候ニ付、出帆いたさせ候。

- (4) 餅米八拾石 美含郡竹野村善助船へ積入候ニ付、出帆いたさせ候。

四、天保七年(一八三六) 四月二十七日〜七月二十九日 兵庫県豊岡市津居山津居山港

竹野村入津 (竹野村廻船三五パーセントの米穀を取り扱った 表32)。

五、天保七年(一八三六) 文久五年(一八六五) 島根県浜田市浜田港

(「諸国廻船往来改帳」旧西浜村役場文書「浜坂町史」)

(「津居山村文書」「港村誌」)

表32 津居山港竹野村廻船入津状況（『港村誌』（津居山村文書より））

月日	銘柄	石数	船籍地	船主名	津取山間屋扱	備考
四、二七	越後米	一一一・六三六	竹野浜	八助船	喜兵衛	二口捌
五、一三	〃	一一〇・六一二	〃	新五郎船	〃	〃
五、一七	〃	一四七・五〇七	〃	惣次郎船	〃	〃
六、一	〃	一六四・九六二	〃	八助船	〃	〃
七、一〇	〃	八二・二八七	〃	与三左衛門船	〃	〃
七、一七	庄内米	二〇〇・九一五	〃	八助船	〃	〃
〃	越後米	三三・〇五〇	〃	新五郎船	〃	〃
七、二二	庄内米	二一九・一七〇	〃	浅二郎船	〃	〃
七、二二	九州米	五一・一〇四	〃	甚七船	〃	〃
七、二八	〃	一四八・五四〇	〃	弁二郎船	〃	〃
七、二九	越後米	一七・三四〇	〃	利左衛門船	〃	〃

竹ノ浜入津。

(1)久徳丸 宇屋弥三郎様

天保七申八月十一日入舟、八戌五月十二日入舟。

(2)諏訪丸

天保十亥十月三日入舟、同十一子七月二十一日入舟、弘化二己五月二十日入舟、仕切帳に有<sub>レ</sub>之。

(3)伊勢丸 榎本治三郎様

新太郎様

天保十亥十月十七日入舟、同十一子八月四日入舟。

(4) 永久丸

天保十亥十月十七日入舟、同十一子七月二十八日入舟、弘化五申三月十八日入舟、仕切帳に有レ之。

(5) 明德丸 石屋五兵衛様

弘化三年五月十五日入舟、同八月二十二日入舟可レ被レ遊候。

(6) 万栄丸 米屋甚三郎様

文久四亥四月二十六日入舟、同五子三月十六日入舟、其後度々御入舟、仕切有。

六、万治二年（一六五九）～大正十年（一九二二） 島根県隠岐郡西郷町前大山脇港

竹野廻船入津。

(1) 竹野

七艘

七、弘化三年（一八四六）～明治四年（一八七二） 新潟県三島郡出雲崎町出雲崎港

竹野廻船入津（総船数二六七八艘）

(1) 但馬竹野

二〇一艘

八、明治時代 新潟県柏崎市柏崎港

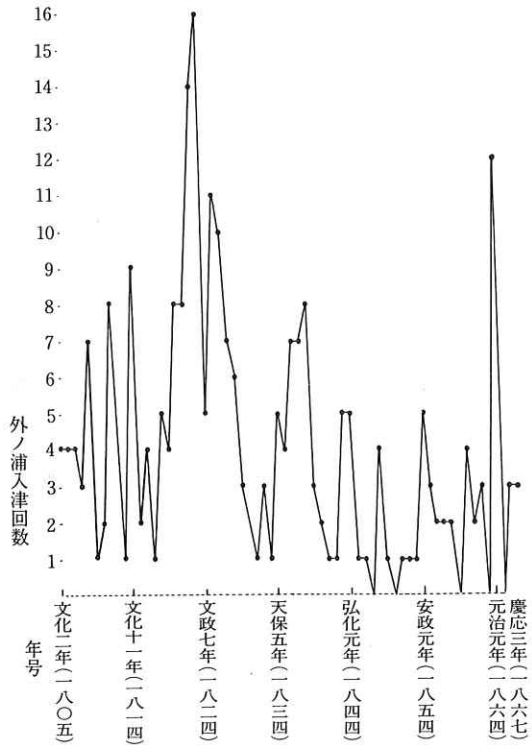
〔「諸国御客帳」〕「複製版海軍史料叢書」第四卷、住田正一編纂、若林泰「海軍史料叢書」第四卷掲載、「諸国御客帳」の原所持者について。『地方史研究』第三十一卷一、二号

〔「御客船控帳」〕西ノ島町大山・元、船問屋木村家蔵、『西郷町誌』上巻

〔「御客船帳」〕廻船問屋泊屋又左衛門「幕末越登加三州の海運について」越後国泊屋文書を中心に。小村式「日本海地域史研究」第二輯



表33 竹野浜村廻船外ノ浦(廻船問屋但馬屋〔=平野説、「清水屋」=柚木説)入津年代順回数



最近、この「御客船帳」の原所蔵者(作成者は、清水屋ではなく但馬屋であつて、但馬屋へ入津したとする有力な説がある)の平野俊幸「客船帳の史料性格について」(『北陸歴史学会報』第二十号、刀祢勇太郎氏より教示)。

以上のように、地元但馬を含め、山陰・下関・隠岐島・新潟までその活動がおよんでいる。興長寺の襖の下張りであつた、廻船問屋の売買仕切の印をみると、やはり島根(松江・安木)・鳥取(米子)・能登(輪島)・

但馬国美含郡竹野村廻船入津

(1) 大栄丸 田中安治郎 ㊦

同

(2) 栄宝丸 福田嘉左衛門

(『御客船印』西巻源右衛門旧蔵、複製版海事史料叢書第十七巻)

九、文化二年(一八〇五) 慶応三年(一八六七) 島根県浜田市

外浦町外ノ浦港

竹野浜村廻船入津二四六艘

(但馬廻船総入津九六二、全

体の二五・六パーセントをし

める 表33)。

(『諸国御客船帳』廻船問屋清水屋、清水三太郎蔵、『諸国御客船帳』下巻、柚木学編)

越後（新潟）の名があり、後述の東北にも行っている廻船をも入れると、広い活動範囲が知れよう。

しかし、こうした諸国の寄港地では、決してスムーズに商あきないができたのではない。いろいろな利害がからんで、トラブルも生じた。その一・二を紹介しておこう。

天保六年（一八三五）四月、越後新潟の廻船問屋高山屋徳左衛門が、身体が思わしくなく、商いにも支障がでてきた。そこで、但馬・丹後の船主たちが頼母子講を作り、まだ小さい子供の得八を助け、経営の成り立つようにしている。保証人の廻船問屋仲間四軒から、一札が入っている（「指入中一札之事」。竹野・伊藤五市蔵）。

また、文久二年（一八六二）六月、竹野の友四郎等の廻船が、越後の新潟で、廻船宿（船問屋）を替えたので、もとの廻船宿高山屋徳左衛門と新しい廻船宿間瀬屋佐吉の間で、宿引（客引）、つまり取り合いの紛争が起こった（これを「論船」という）。船積み荷物の売買の利害がからんでいるが、普通一度決まった廻船宿は、替えないのが廻船宿仲間の規定であった。廻船宿年行事・奉行所へ訴訟されたが、結局奉行所により佐吉の勝訴と決まった（「乍恐以書附奉願上候」、「伊藤三左衛門様御」。出帆便に付「筆啓上仕候」竹野・清水義春蔵）。

なお、前述五の『諸国御客帳』によると、明治元年（一八六八）三月十八日、竹野浜の米屋喜三郎船の万幸丸と万栄丸が、浜田港へ入津した時、「岡本屋ト口論ニ相成、中間ニテ相済申候也」と論争（論船）を起こしている。

浜田市外ノ浦港『諸国御客船帳』  
それでは次に、前述の竹野廻船の活動状況九、文化二年（一八〇五）一慶応  
からみた竹野廻船の商いと航路  
三年（一八六七）までの、島根県浜田市外浦町外ノ浦港「但馬屋」（一平野説、

「清水屋」一柳木説）に、二四六艘入津した竹野村廻船の商いと航路の分析をしてみよう。これほど長期間にわたり、詳細にまとまった記録はすくなく、大変貴重な史料である。

(1) 竹野の登り（登入津）廻船が、「但馬屋」（Ⅱ平野説、「清水屋」Ⅱ柚木説）を介して売買した商品名（大坂を出発点として蝦夷地〔北海道〕から大坂へ帰るのを「登り」（上り）といった）

売り

米（九四例）

種油（一四例）

大豆（八例）

そふめん（七例）

油（六例）

ひら子干鰯（四例）

繰綿（二例）

たばこ（二例）

小豆（一例）

まきばら（一例）

真わた（二例）

切こんふ（一例）

餅米（一例）

あつた元場上（二例）

買い

鉄（三七例）

半紙（二五例）

生蠟（一九例）

楮（一一例）

中保（六例）

焼もの（五例）

釵かんざし（四例）

塩（二例）

扱苧（二例）

塩しゐら（二例）

しび（二例）

黒砂糖（一例）

肥後茶（一例）

干鰯（二例）

鯉節（一例）

ひら子干鰯（二例）

たばこ（一例）

塩鯖（一例）

(2)竹野の下り（下入津）廻船が、「但馬屋」（||平野説、「清水屋」||柚木説）を介して売買した商品名（大坂を出発点として大坂から蝦夷地（北海道）へ行くのを「下り」といった）

売り

買い

塩（七例）

生蠟（七例）

繰綿（六例）

鉄（五例）

小麦（二例）

半紙（四例）

大白砂糖（二例）

塩しゐら（四例）

餅米（一例）

中次表（二例）

たばこ（一例）

焼もの（二例）

日光膳（一例）

扱苧（一例）

麦安（一例）

中保（一例）

夏豆（一例）

大麦（一例）

こんぶ（一例）

楮（一例）

これを見ると、北海道・東北から大坂へ帰る廻船では、途中の「但馬屋」（||平野説、「清水屋」||柚木説）

を介して、米・種油が主として売られ、鉄・半紙・生蠟・楮などを買っている。

また、大坂を出発して、北海道・東北へ向かう廻船は、途中の「但馬屋」(平野説、「清水屋」(柚木説)を介して、塩・繰綿を売り、生蠟・鉄・半紙・塩しみらなどを買っている。

(3) 竹野村廻船航路(寄港地||登り・下り入津状況)

- ① 越後登入津 (五七例)
  - ② 庄内登入津 (一九例)
  - ③ 加賀登入津 (五例)
  - ④ 三国登入津 (三例)
  - ⑤ 但馬登入津 (二例)
  - ⑥ 秋田登入津 (二例)
  - ⑦ 丹後登入津 (二例)
  - ⑧ 出雲登入津 (一例)
  - ⑨ 越前登入津 (一例)
- 場所名の無い登入津 (九八例)
- 下入津 (五九例)
- 入津 (七例)

これをみてみると、だんぜん越後から登ってきたものが多く、庄内も他を引き離し、秋田もみられて、東北

も活動範囲に入っている。

安本恭二氏は、この外ノ浦の「但馬屋」（『平野説、「清水屋」』 柚木説）の『諸国御客船帳』を詳細に分析され、但馬廻船群の全体の運航パターンと、それに伴う商品流通について、次のように分析・推測している。参考になるので、紹介しておく。

① 但馬を出帆して下る。航法は地乗りまたは沖乗り。地乗りの場合は、湊々で商いながら、東北（越後・庄内・秋田・能代）へ。

② ここで商取引きをして、さらに北海道へ下る場合。

③ 東北の商品、主に米・たばこを買い付け、航法沖乗りで一気に石州へ上る。

④ 外ノ浦で商取引き後、瀬戸内（大坂）へ上る。主な商品は塩。外ノ浦へ寄港、塩売り。

⑤ 外ノ浦で鉄・半紙・焼き物・生蠟を仕入て帰る。

⑥ 但馬を出帆して下る。航法は地乗り。北陸（加賀・能登・越中・丹後）で商いをして但馬へ帰る。

⑦ 但馬を出帆して上る。因幡・出雲・石州で商いして但馬へ帰る。

（「船絵馬と但馬廻船群」『歴  
史と神戸』第二三巻第五号）

#### 竹野廻船 の規模

以上、竹野の廻船の所有と活動をみてきたが、これをも含め、全体的規模はどうであったのかを考えてみよう。すでにふれたように、江戸末期から明治初期にかけ、廻船の大型化がみられるが、最大のものでも、四〇〇石の中型程度で、主流はやはり、五〇石から二〇〇石の小・中型廻船であったといわねばならない。しかしその活動は、東北・北陸・山陰・四国・大坂の広い範囲におよんでいる。こうした

小・中型船で、海の荒波を乗り越え、諸国を航海した苦勞のほどが知れる。

なお、ここで注意しなければならないのは、すべてが大坂・北海道・東北を往来したかという点、これは少数であった。その廻船の石数、資本力などからみて、小廻り船が圧倒的であったと思われる。

小廻りとは、地廻りともいい、短距離輸送を目的とするものである。小廻りの廻船で、拠点港まで集荷されて、大廻りの廻船で遠距離へ運ぶのである。これについて、適切な史料を紹介する。

延享三年正月

商人御座候、是は式人乗小廻船式艘にて、浦々へ参り穀物、木類其外、炭薪塩、魚等を積み、東は丹後より若狭、越前、加賀、能登、西は因幡、伯耆、出雲、石見迄渡海仕候、毎年二月中旬より十月中旬まで他国にて売買仕候に付、船往来御証文式通毎年頂戴仕候。

(「小島村指出明細帳」-港村誌)

このように、小型の小廻船の活動状況を端的に説明している。

また、安政二年(一八五五)十二月、竹野村の長助が、田辺藩の丹後田辺船問屋安久屋弥藏に対して、積みを隠匿したということで役所へ訴えている。その中で、「農業之手透てすきニ、直乗諸国廻船仕、越前国三国湊よち合業種同油等買積仕」(「年恐以書附訴訟申上候(預り)荷物引込出入、羽入・観音寺藏」)と、農閑期に、自分が船主兼船頭となる直乗りとして、諸国を廻っているとしている。次の第五章第一節の「苦しい生活」の副業の項とも関連するが、一つの副業として廻船が取り入れられていることに注目したい。当時の竹野の廻船業の状況を象徴しているものと考えられる。

もう一つ、明治後期から大正にかけてであるが、これを裏付けるはなしがある。竹野の宇川繁勝氏(明治三

十七年生)が、

私は、竹野浜の船主の長男として生まれ、十六歳の春より船乗りをしてみました。竹野川より材木を積み込み、敦賀方面へ運んで売る仕事でした(中略)普通は十時間あまりで到着します。すると入船といつて、問屋から酒・さかなが運ばれます。そのあとで、荷物を揚げます。買人があちこちから寄ってきたところで売買が始まります。

敦賀は港がよいので、北海道の産物が船で持ち込まれます。大豆・小豆・コンブ・ニシン・サケ・マス・ボーダラ・カズノコのような北海産物を船に買い込み、丹後や但馬へ持ち帰るのが当時の船の仕事でした。

(『万年書』第七号、竹野町公民館)

と語っており、やはり一つの中継点を介しての小廻り船であったことがわかる。

しかし、こうした中からも、幕末から明治初期にかけて、廻船三艘、蔵五つや相当の田畑を所有する有力船主もあつた。それは、米田甚三郎家(屋号、米屋)で、現在の郵便局・農協のあたりに、広大な屋敷を構えていたという。現在、同家の史料は、明治以降のもの一〇点を所有するが(『米田森雄家文書』『瀬戸内の』、『海軍史料調査報告』第四集)、過去に柚木学氏の『近世海運史の研究』や『浜坂町史』が若干の史料を使用して紹介している。それによると、商い活動範囲は、北は北海道、南は瀬戸内、大坂にまたがり、典型的な北前船の船主であったことがわかる。



## 第五節 北前船と文化

北前船と文化  
の交流・伝播

いままでみてきたように、北前船は大坂・瀬戸内・下関・山陰・北陸・東北・北海道の各地の港に立ち寄り、商品を売り、その資金でその土地の産物を買ひ、また次の港へいくという商法であった。つまり、各地で安く買った商品を別の土地で高く売り、利潤をえるという買積船である。当然これには、一定の期間港に停泊しなければならず、同業者たちとも船宿で一緒になった。そこでは、商談以外に、日本中を回って見聞した各地の異なった文化や風俗を交換したであろう。そして、それぞれ文化源・ニュース源として地元を持ち帰ったのである。それほど情報の発達していなかった当時としては、こうした船乗りたちのもたらす物は、新鮮味と驚異を持って受け入れられ、地元の文化と生活の活性化となったであろう。

日本海史学会評議員の牧野隆信氏は、第四回全国北前船セミナーの講義で、「北前船と文化の交流」と題し、(一)人と人との交流をとおして、(二)商品を通じて、(三)歌謡をとおして、に分類している(のちに、『北前船の研究』として刊行)。なお、筆者の蛇足ではあるが、興長寺熊野堂や鷹野神社の船絵馬に代表される(四)として「信仰」を通じて、をあげておきたい(「論文編」・「民俗編」参照)。

ここの(一)の中で、加賀の廻船の船乗りの採用に、瀬戸内・山陰・越後・陸中の出身がみられることを指摘された。これは、次に述べる無形・有形文化をもたらす基盤となるもつとも重要な人的交流である。竹野の場合でも、近村の交流であるが、幕末から明治初期の瀬戸村廻船の出身地別乗組員数が紹介されている。合計一三人の内、地元瀬戸村六九人に次いで、竹野が一六人第二位となっており、他地域出身者を引き離している。

だいたい隣村であるが、豊岡・丹後国熊野郡・摂津国などもみられる（袖本学「近世海」  
運史の研究2）。

無形・有形 無形文化の強い影響として、竹野でも「相撲甚句」や「言語」・「民謡」(盆踊り)などの交流・文化の影響 伝播があつたとされている。たとえば、丹後地方の聞き書きであるが、宮津市由良の田中又左衛門氏(明治十七年生、持船「八幡丸」の船頭、昭和四十二年九月聞き取り)のなしでは、出羽の酒田港で

は、小舟でやってきた総嫁(遊女)から民謡を習ったりもしたという（真下八雄「船乗り聞き書」一冊。  
鶴市史編さんだより No.141）。

また、民俗編でも詳述するが、三代続いた船大工、船野利正家(竹野)に、古来から海上交通の要所で、造船も盛んであつた、長門国の良港須佐湾の高山(現・山口県阿武郡須佐町高山、五三二・七メートル)に鎮座する黄帝社の「黄帝像」の掛軸が存する。恐らく、北前船によってもたらされた信仰の一つであろう。



写104 『能登国輪島塗り瓶子』  
(竹野・鷹野神社蔵)

有形文化では、まず最初に論文編でも紹介したように、鷹野神社境内の土壇の上に、「方角石」があつた。これには、「明治二十九年五月吉日、伯州境港 武良宗平、同港山本貞市、当地発起人 伊藤三左衛門」の刻字がある。また同じ鷹野神社に、輪島塗りで有名な能登国輪島から奉納された剣くりぬきの輪島塗り瓶子（へし）一対が蔵されている。瓶子には、「奉納 嘉永五年拝納歳、能登輪嶋浦野四郎兵衛」、三方には、「奉献 能登輪嶋町 中尾原 仁右衛門」(写104)と記されている。

いっぽう、城崎郡香住町本見塚の「弘仙鉾山」は、『佐津誌叢』『奥佐津村誌稿』（巻之下）『奥佐津村誌』（巻二、以上藤本和造著、香住町無南垣・藤本康成蔵）などによると、元和年間（一六一五―一三）越前の弥助という船頭が、訓谷湾に飲み水をくむために、船をとめ佐津川に入り桶に水をくんだ。その時、桶の底に沈殿した金・銀砂を発見し、ついに鉾山を発見したというものである。

このように、須佐にしる境や輪島・越前などは、竹野浜との取り引き先であったのであろうが、信仰をもふくめ、無形・有形文化の影響が判明する。

なお、竹野とは直接関係はないが、一例として出石藩の有名な出石焼の交流・伝播を、今後の竹野の北前船と文化を考える上で取り上げておく。

出石焼を創始した窯元、伊豆屋弥左衛門文書（書）、『但馬出石焼窯元古文書』（書）、『出石町史』第三巻（書）に、

天明八年  
同申八月十四日ニ、焼物三十四個津居山米や七郎治船に積、加州金沢へ商ニ参り候、治七此筆付落候間

如レ此いたし候、尤売方随分程々ニ致帰国いたし候。

奉ニ拝借ニ仕候焼物之事

一、焼物百拾貳個（但シ、酉十月夕当三月迄四度、銀子貳貫五百匁拝借仕候分ニ御引当ニ書入置候分）

一、同六拾四個（豊岡六地藏村蔵へ入置候分御引当として、銀貳貫目拝借奉仕候分）

一、同拾個

メ 百八拾六個 伊豆屋 治 七 兩人

気多屋 文五郎

〔寛政二年〕  
同戊ノ四月廿九日

右之焼物、浜坂式百石之船に積、津居多村<sup>山ノ</sup>ノ戊五月二日ニ右兩人出船いたし候処、海上宜敷□□□越前三国<sup>エ</sup>ニ三日昼九ツ時ニ着船いたし候、夫<sup>より</sup>加州金沢へ同五月廿四日ニ着船いたし候処、存外ふけいきに御座候間、清助戻し治七一人金沢<sup>より</sup>ノ越後新潟へ参り候、尤清助者金沢六月十九日出立、廿五日罷帰り申候。

一、治七越後新潟<sup>より</sup>ノ八月八日出立仕、同金沢へ八月十九日ニ着いたし、九月八日に金沢出立、当地へ九月□五日帰国いたし候。

と、出石焼を金沢や新潟方面へ廻船で運び、商<sup>あきな</sup>いを行なっている様子を記している。

また、明治初頭から活動した大黒屋窯は、「永喜山」と称して、他窯分をも買い入れて、船便で遠く越後から伯耆の境港までの日本海岸に販売した。そして、帰り荷に、出雲石の灯籠や敷石など他国物産を仕入れて、但馬に販売する多角的経営を行なったという（『出石町』<sup>史第一巻</sup>）。

このように、北前船と文化を一部分ながらみてきた。明治以降、鉄道が普及するまでは、我々の想像以上に、日本海の北前船による海上交通は盛況であつて、日本海文化の交流・伝播に大きな役割を果たしたのである。